

★保育・児童施設及び学校における事件事故の調査・検証委員会（外部調査委員会）一覧（2015.11.10 現在）

	発生 年月日	分類 (文末参照)	事件事故概要	調査委員会の設置・依頼	調査委員	報告書・提言 ※報告書等の URL は変更になっている場合有
1	1992/1/10	殺害事件 S19920110	長野県下伊那郡の県立飯田高校で昼休み、男子生徒(高2・17)が生物班部室で応援団長の男子生徒(高3・18)に「態度が大きい」と刺殺される。 1993/3/23 長野地裁飯田支部で加害生徒に懲役5年以上7年以下の判決。 1999/9/28 東京高裁で、学校の安全配慮義務違反を認める。県が最高裁に上告後、棄却。	2002/4/ 事件から10年後、長野県教委が「飯田高等学校生徒刺殺事件検証委員会」を設置。民事裁判で学校側が敗訴したことをきっかけに、田中康夫知事が発案。 会議11回。 会議録要旨をウェブサイトで公開。 提言書を提出したあとも、同委員会は3年程度存続し、提言の実施状況などの報告を受けることにした。	委員10名。氏名公開。 委員長： ・大学教育学部教授(途中で交代) ・弁護士 副委員長： ・ジャーナリスト ・フオークシンガー ・元当該高校教諭 ・人権擁護委員 ・遺族 教育委員会： ・教育次長 ・参事兼児童相談所長（元総務課長） ・教学指導課生徒指導幹	2003/4/2 本文19頁。資料5頁。 検証委員会は、事件の総括と、将来事件が起きた際の対応や未然防止策を具体的にまとめた提言を教育長、知事に提出。 ・裁判所によって最終的に認定された事実を「真実」とみなす。 ・生徒指導の是非が問われる事件であることは明白とする。 ・事件後の隠蔽姿勢が、学校側と遺族側との「こじれ」の原因になったことを指摘。 長野県教育委員会のウェブサイトから、会議録要旨及び「提言」をダウンロード可。 http://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/koko/goannai/shingikai/iinkai-shuryo/jiken/index.html
2	1996/4/10	自殺 J19960410	千葉県流山市の市立南部中学校の男子生徒(中3・14)が自殺。 2年の3学期に母親は教頭に「いじめを受けているので何とかしてほしい」と5回相談。3年生になる新学期から担任やクラスを替えてくれるよう要望していた。	1996/ 流山市教委は、「公正・公平の立場で真相に迫ってほしい」との観点から、第三者機関の事故調査委員会に調査を依頼。 会議14回。 学校関係者や同級生、遺族らから聞き取り調査を行い、報告書を作成。	教育、法律、カウンセリングなど様々な分野の専門家5人。 代表：教育学の大学教授	1996/7/25 報告書を提出。 (A君が)通常の弱者ではない、金品を奪われたり、激しい苦痛を伴う肉体的な攻撃はない、などの点から、「これまで報告されているいじめとは異なるケース」「いじめと自殺は直接関係ない」との見解を示した。 「3年生になり、担任は替わったものの、学級は昨年度のままと認知し、気持ち反映されていないことが、胸に重くのしかかり衝動的に『自殺』という行為が生じたと考えられる」と結論。
3	1997/1/7	自殺	長野県須坂市の市立常	1997/5/8 市教委が「市内中学	検討会に、遺族が推薦する委	1999/2/2

		J19970107	<p>警中学校の男子生徒(中1・13)が、明日から新学期が始まるという日の夜、自宅で自殺。 「あの4人にいじめられていた。ぼくは死ぬ ぼうりょくではないけど ぼうりょくよりも ひさんだつた かなしかった。ぼくはすべて聞いていた。」と書いたメモがズボンのポケットに入っていた。</p>	<p>校生徒の自殺にかかわる検討会議を設置。 遺族に連絡はなく、新聞記事ではじめて知る。 検討会議は遺族に対し、「生い立ち」「性格」「精神状態」「家族の動向」「どうして心の変化に気がつかなかったのか」を質問するが、要望や意見は聞こうとしない。 会議に提出される資料、委員会設置要綱のコピーは、その場では「可」ということだったが、約束は守られなかった。後日、閲覧は「可」になるが、資料をメモしたり、写真に撮ったり、質問事項についてテープをとることは「不可」。 1997/12/15 父親が市の公文書公開条例に基づいて、検討会議に提出された資料を請求。 1998/12/ 「個人が識別できる」「生徒との信頼関係を損なう」などとして非開示処分を決定。 1999/3/2 父親が長野地裁に公文書非公開非開示処分取り消しを求めて提訴。 2000/12/21 長野地裁で棄却。</p>	<p>員を加えることや代理人の発言を要望するが拒否。</p>	<p>検討委員会は9カ月かかって報告書を提出。 「遺書に書かれていたいじめの事柄は何であったか、このことを明らかにするために調査検討を行った。しかし、どれがそれだとは特定できなかった」と結論。 「いじめ」の加害者については、ほとんど触れていない。 須坂市教育長は検討委員会の報告を受けて、「前島君の死はいじめが原因の死と断定すべきではない」という。</p>
4	1998/8/6	自殺 J19980806	<p>新潟県岩船郡朝日村(現・村上市)の村立朝日中学校の男子生徒(中2・13)が、自宅で自殺。 男子生徒は同級生から暴力的ないじめを受けていた。保護者同士が話し</p>	<p>1998/9/1 朝日村教委が委託して、「中学生徒の自殺にかかわる調査委員会」を設置。 事実関係を究明。 会議 13 回。 中学校関係者や遺族、地域関係者</p>	<p>委員7名。氏名公開。 委員長: 大学助教授 副委員長: 弁護士 委員: ・元中学校校長 ・臨床心理士 ・元中学校校長</p>	<p>1999/2/27 記者会見で調査結果発表。 いじめが自殺の直接の原因とは断定しなかったが、いじめの事実を確認するとともに、学校側の対応の不手際を指摘。 報告書では、「1998年1月 Aくんは、同級生から暴力的ないじめを受けていた。金を奪われたこともあって、保護者同士が話し合い、ク</p>

			合い、クラス内のいじめは沈静化したが、部活で陰湿ないじめが続いていた。	から事情聴取。 生徒から聴取しなかった。	・主任民生児童委員 ・児童相談所所長	ラス内のいじめは6月ごろ沈静化した。しかし、部活に舞台を移して陰湿ないじめが続き、夏休みになって生徒が自室で首吊り自殺をした」と認定。 遺族がウェブサイトで報告書(要旨)を公開。 http://www.geocities.co.jp/NeverLand/2930/
5	1999/9/1	自殺 J19990901	静岡県藤枝市で、市立中学校の男子生徒(中1・12)が自宅で自殺。部屋から「みんな死ぬ」「つらい、いやだ」などと走り書きしたノートが見つかった。 男子生徒は、以前から学校でいじめがあったことを両親に打ち明けており、過去に部活などで暴行を受けていた。	調査委員会を組織。約1カ月半調査を行う。その間、直接の聞き取り対象は延べ1000人を超えた。	精神科医、青少年健全育成会議会長、警察協助手、女性の会会長・PTA 代表など。	「直接的な要因となるいじめと判断されるものは見つからなかった」等と結論。 「結論」は、自殺理由は「不明」。「いじめ」が自殺の理由としては、「考えられない」。 「当時の判断根拠」は、文書保存期間満了による調査票の廃棄のため、確認できない。 (2007/1/19 文部科学省発表の「児童生徒の自殺に『いじめ』の関わりが指摘されている事例の調査結果について」より*1)
6	1999/6/22	転落事故 E19990622	東京都文京区の区立指ヶ谷小学校において、女子児童(小6・11)が、5階の図書室の窓下の庇から転落し、3日後(6/25)に死亡。	学校側から、転落死亡事故に対し、きちんとした説明を受けることができなかったため、遺族、教師、建築家、弁護士、保護者等が「転落事故を調査する会」を設立。 1999/12/ 学校が協力を拒んだことから、会独自で小学校4年生、5年生、6年生の在校生及び卒業生にアンケートを実施、 事故時、一緒にいた児童等から聞き取り、遺族への聞き取り、5回にわたって現場調査。 区に対する情報開示請求、等を行う。	14名。氏名公開 事務局長:弁護士 遺族、教師、建築家、弁護士、保護者等	2001/4/17 72頁 「庇」に出る際の窓等に関しては、窓台の高さが床からわずか61cmであり5階図書室の外部に面した窓としては極端に低すぎる腰壁であること、5階図書室から見ると手すりのないバルコニーのように見えるものであること、本棚に上がって下りることは極めて容易だといえること等々、学校施設のあり方という観点からみてもこの事故は必然的に起こったものであったとして、「本件事故に関しての学校側の責任は明白」と結論。 「文京区立指ヶ谷小学校児童転落事故を調査する会」ウェブサイトで、報告書を公開 http://homepage2.nifty.com/gakkou-jiko/index.html

7	1999/7/27	熱中症死 B19990727	兵庫県川西市の市立川西中学校で、ラグビー部の夏休み早朝練習中に、男子生徒(中1・13)が体調不良を訴えたが、顧問の男性教師から「演技は通用せん」などと言われ、とりあってもらえず放置されて意識不明の重体。 7/28 熱射病による多臓器不全で死亡。	2000/2/5 事件発生から半年が経過しても原因究明がほとんどなされていないと感じた両親が、「川西市子どもの人権オンブズパーソン条例 第10条第2項」に基づき、「川西市子どもの人権オンブズパーソン」に人権救済の申し立て。 5カ月間にわたって関係者の事情聴取を重ねる。	氏名公開。 オンブズパーソン	2000/7/13 80頁 事故原因について、 ・熱中症等に関するスポーツ医学上の知識や対処法等が当該顧問には、ほとんど知られていなかった ・子どもの人権尊重を基盤とした教育指導上の基本的な観点や姿勢等が、当該部活動の運営や指導では忘れられていた これら2つの重大問題が、直接の契機となって、本件事故が発生したと考えられる。」として、川西市に対し「勧告及び意見表明」を公表。
8	2000/5/14	自殺 J20000514	栃木県宇都宮市の市立中学校の男子生徒(中3・14)が自殺を図る。 5/15 死亡 遺書に、4人の同級生とトラブルがあったことが書かれており、生徒の顔には数力所殴られたようなあとがあった。 また、3月下旬に「ボコられる」と友人に話しており、自殺前日、友人宅に泊まった際、「学校に行きたくない。死にたい」と言って泣いていた。	外部有識者による、学校事件に関わる調査委員会を設置。		「いじめの内容」は、当該生徒に対しては2年生の時に1回、さらに平成12年(2000年)2月上旬から5月初旬までの期間に8回にわたって暴行や金銭等の要求が行われた。 「結論」は、自殺の理由は「友人との不和」。「いじめ」が自殺の理由としては、「直接的な動機としては考えられない」。 理由は、「当該生徒は一連の加害行為を受けていたが、この心理的苦痛は直接に自殺念慮を生むものであったとは考えられない。明確な自殺念慮は、自殺企図の直前に、両グループの板挟みとなり、そのつながりがともに断ち切られたときに、衝動的に起こったものと推測される。」ためとした。 (2007/1/19 文部科学省発表の「児童生徒の自殺に『いじめ』の関わりが指摘されている事例の調査結果について」より*1)
9	2003/3/9	校長の自殺 G20030309	広島県尾道市の市立高須小学校の民間人校長採用で採用された慶徳和宏校長が自殺。	2003/3/24 広島県教育委員会は、尾道市教育長を委員長とする尾道市立高須小学校問題調査委員会を発足させて調査を開始。	尾道市教育長を委員長とする。	2003/5/9 報告書提出。22頁 調査委員会は自殺に至った背景と要因について、次のことをあげた。 校長権限が制約されていたこと、校長を中心

				関係小学校長5名、病気療養中の教頭2名、高須小学校教職員29名、PTA関係者16名及び幼稚園教諭6名に、聞き取り調査を実施。		とする学校運営組織が確立されていなかったこと、頼りとなる教頭が1年の間に二度にわたって入院し不在となったこと、PTAと学校の関係など。 広島県教育委員会のウェブサイトで報告書を公開。 http://www.city.onomichi.hiroshima.jp/open_images/info/0000001169.pdf
10	2003/10/18	柔道事故 B20031018	福島県須賀川市の須賀川市立第一中学校の女子生徒(中1)が、柔道部の練習中倒れ、意識不明の状態が続く。 当初、練習中の事故と思われていた。 3カ月後、両親から依頼を受けた弁護士による生徒への聞き取り調査から、主将である男子部員(中2・13)にリンチまがいの練習を強要されて重傷を負ったことが判明。 2009/3/27 福島地裁郡山支部で、元部長の暴行を認定。学校の責任を認め、市、県、元部長の3者に連帯して損害賠償を支払うよう命令。	2006/10/17 市教委が事故から3年後に再検証委員会を設置。 事故に関して、学校が作成し市教委に提出した事故報告書の内容と当該女子生徒の保護者の主張とに隔たりがあるため、事実関係について検証し、事実の究明を行い、再発防止に資することを目的とする。 市教委事務局職員が、 2006/10/17～2007/3/4/までの延べ12日間に、校長を含む教職員16名と、柔道部員15名から聞き取りによる調査を行い、事故報告書の記載内容の事実関係等について教委内で総合的に分析を行った。	教育委員会事務局職員。 聴き取りに際して、弁護士の協力を得る。	2007/3/30 再検証報告書を公表。11頁学校が事故状況を確認する際、一部の生徒から同時に聞き取りを行っており、参加していた生徒全員に個別の聞き取りや柔道場で生徒の位地や時間確認しなかったことを問題点として指摘。 事故原因として「生徒の聞き取りからは、集中的に練習相手にしたとする生徒の話があったものの、いじめがあったとは特定できなかった」「当該女子生徒からいじめの相談を受けている生徒や教職員がいなかった」ことを理由に、部内でのいじめを否定。 「部長が当該女子生徒を投げた時間、投げた回数、投げた方法については生徒相互にずれがあり、当該女子生徒が意識不明となった原因との直接の関係を特定するには至らなかった」と結論。 再検証委員会の報告書は市のウェブサイトで公開。 http://gyousei1.city.sukagawa.fukushima.jp/cb/hpc/Article-276503-1266.html
11	2004/6/1	殺害事件 S20010601	長崎県佐世保市の市立大久保小学校で、女子児童(小6)が同級生の女子児童(小6)をカッター	2004/6/3 教育庁対策本部設置。 本部に、「情報収集チーム」「情報分析チーム」「連絡調整チーム」を設置。計36回の会議。	本部長:教育長 専門家の氏名公開。10名。 大学医学部保健学科助教授・ 大学教育心理学講座助教授・	2004/12/9 最終報告書作成。59頁。 「調査結果からは、学校運営、生徒指導体制、学級経営の在り方等に不十分な面が認められる」としたが、「当該校において、今回

			ナイフで殺害。	長崎県教育委員会が、佐世保市教育委員会と連携・協力しながら、検証調査。 大学教授など10名の専門家から、事件のとらえ方や今後の対策等に関する示唆を受けた。 教職員等から延べ13回にわたる聞き取り調査。PTSD等の懸念があったため、児童及びその保護者からの聞き取りを行わなかった。 家庭裁判所の最終審判の決定要旨についても分析に加える。	大学院医歯薬学倉庫瀬う研究科教授・大学現代社会学部教授・市子ども発達センター所長・大学人間心理学科教授・児童相談所所長・大学健康生活学部教授・大学教育学部長・大学教育学部教授	の事件を防止することは難しかったのではないと思われる。それほど、通常予測できる範囲を超えた、前例のない事件であった」と評価。「当該校に、本事件の要因に直接関わる過失や、職務違反に該当すると思われる事実があったとは認めがたい」と結論。 「佐世保市立大久保小学校児童殺傷事件調査報告書」 長崎県教育委員会のウェブサイトで公開。 http://reonreon.com/houkoku.pdf
12	2004/11/17	保育事故 水死 H20041117	東京都世田谷区の区立新町保育園の園外保育中、女児(5)が川に転落して水死。	2004/11/25 世田谷区が「新町保育園園外保育事故調査委員会」設置。 会議5回、ほかに現地調査、聞き取り調査各1回。	委員9名。氏名公開。 ・保健福祉部長 ・元消防署長 ・別の保育園長 ・総務部総務課長 ・総務部文書課長 ・保健福祉部計画調整課長 ・在宅サービス部管理課長	2004/12/ 報告書 56頁 下見の不十分さ、リスクに対し、事前に予測対処するためのプログラムが作成されていなかった、計画性のなさ、緊急時の指揮命令系統等の問題、区保育課の役割と指導体制等を指摘。 世田谷区のサイトで、「園外保育事故調査委員会報告書」を公開。 http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/103/128/453/d00005883.html
13	2005/4/13	自殺 J20050413	山口県下関市の市立川中中学校で、放課後の吹奏楽部の練習に遅れ、別の女子生徒にとがめられた後、姿が見えなくなった女子生徒(中3・14)が、学校で自殺。 6/12 女子生徒の机の上の写真立てのなかに、「死んだらいじめら	2005/8/8 市教委は「市生徒指導推進協議会」を設置。当該生徒といじめとの因果関係について、判断をゆだねる。 会議5回。 2つの部会を設け、事件のあった学校の取り組みや市教委の対応が適切だったかどうか、いじめを未然に防ぐために学校や家庭、地域で何ができるかを議論。女子生徒の自殺といじめとの因果関係につ	メンバーは精神科医や心理学者ら外部の専門家を入れた計19名。	2006/2/16 「提言」を市教育長に提出。 いじめと自殺との因果関係について、「情緒的に不安定な時期である思春期の自殺に関して、その原因を特定することは難しい」とし、「友だちとうまくかかわれないということのつらさを誰からもわかってもらえず、そのことが自殺の背景にあった」といまい。 遺族への聴き取りがなかったにもかかわらず、「当該生徒も、学校や家庭の中に存在感を感じられる場や心の安らぐ居場所を持たず、精神的に追いつめられた状況にあった

			れないですむ」「うちが死んだらみんなよろこびかなしまないだろう」などと書かれたメモを発見。	いても議題にする。 生徒への聞き取りも、遺族への聞き取りも行わない。		のではなかろうか」と書かれていた。
14	2005/8/10	熱中症死 H20050810	埼玉県上尾市の市立上尾保育所で保育中に男児(5)が本棚の中で熱中症による意識不明状態で発見され、死亡	2005/9/ 市が、事故原因を解明し、再発防止するために「上尾市立上尾保育所事故調査委員会」を設置。当初、遺族は調査委員会の設置を知らされておらず、人伝てに聞く。市に、 ・保育の専門家や弁護士、医師など第三者を入れること、 ・検討事項について、 ・委員会での調査内容を遺族に報告すること、 ・調査結果報告書を公開すること等を要望。 10回の会議と保育現場の視察、遺族や関係者のヒアリング。保育について、学者等から意見を聞く。	委員8名。氏名公開。 委員長:大学教授 副委員長:弁護士 委員: ・小児科医 ・弁護士 ・児童相談所相談援助担当部長 ・市健康福祉部長 ・市総務部兼総務部次長 ・市総務部職員課長 当初は8名の調査委員全員が市職員で、委員長は市の健康福祉部部長であった。 遺族が5名の第三者委員を指名して要望する。	2006/1/6 市長に報告書提出。 43頁 「日頃の保育のなかに本件事故を引き起こすような要因があり、今回の事故はたまたま防ぎようもなく起こったこととは言いえないことがわかった。また、本件事故は、一部の保育士の過失に限定されるものでもなく、保育所全体の問題が絡んでいることに留意したい」とした。 上尾市のウェブサイトで公開 https://www.city.ageo.lg.jp/page/24-jikochousahoukoku.html
15	2006/5/17	水死 E20060517	神奈川県横浜市立鶴見工業高校の修学旅行中に、沖縄県竹富町波照間島で、3人の生徒(高3)が流され、1人死亡、1人行方不明、1人けが。	2006/6/21 市教育委員会が、事故調査委員会を設置。 http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/sidou2/koukou/jikotyosaiinnkai/youkou.html ・事故の事実関係の把握に関すること。 ・事故原因の調査に関すること。 ・市立高校の修学旅行時における事故防止に関すること。 ・その他、委員長が必要と認めた事項に関すること。	委員6名。氏名公開。 http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/sidou2/koukou/jikotyosaiinnkai/meibo.html 法科大学院教授 文理学部社会学科助教授 市安全管理局危機管理担当理事 市教委事務局総務部長 市教委無極学校防犯・防災担当部長 市教委事務局学校教育部長 事故調査部会 7名	2006/11/16 42頁(本文 25頁) 調査委員会は事故原因として、 ・リーフカレントが発生する危険な場所であることの認識が困難だったこと、 ・生徒の引率や管理が不十分だったことなどをあげた。 事故報告書 http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/sidou2/koukou/jikotyosaiinnkai/pdf/jikohoukoku.pdf 再発防止報告書 http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/sidou2/koukou/jikotyosaiinnkai/pdf/saihatuhoukoku.pdf

					再発防止部会 9 名	
16	2006/10/11	自殺 J20061011	福岡県筑前町の町立三輪中学校の男子生徒(中2・13)が自殺。家族にあてて4通の遺書を残していた。「いじめられて、もう生きていけない」などと書いていた。	2006/11/7 筑前町教委が「筑前町立中学校生徒自殺事案調査委員会」を設置。 13 回、延べ 70 時間の会議開催。 両親は学校で息子に何があったかを知りたかったが、委員会の目的は「なぜいじめを防ぐことができなかったのか、なぜ自殺を防ぐことができなかったのか」であり、事実内容はほとんど明らかにされなかった。 調査委員会は教職員や遺族に聞き取り調査、生徒らにアンケートを実施。 ※生徒に PTSD などの二次被害を起す可能性があるとして、アンケートに「からかい」や「冷やかし」等を含めた「いじめ」に関する質問を入れない。「誰が」(行為者)の質問項目がない。	委員 7 名。氏名公開。 委員長: 県教育大学教授 副委員長: 短期大学元教授 ・県教育大学名誉教授 ・県 PTA 連合会会長 ・児童相談所所長 ・人権擁護委員 ・保護司会支部長 両親が調査委員会への参加を求めるが、町教委は「公平性、客観性、透明性、迅速性が確保できる第三者機関による調査を目的にしている」と拒否。弁護士を加えてほしいとの要望も拒否。	2006/12/28 報告書 37 頁 ・「自殺に至った精神的苦痛の最も大きな原因は、長期にわたる『からかい』や『冷やかし』などの蓄積によるもので、『いじめ』に相当するものだった」と認定。 ・「特定の個人ないしは特定の集団による『いじめ』が存在したと言う事実はない。」 ・自殺当日にトイレでズボンを脱がされそうになった出来事について、自殺の原因と判断。ただし、たまたまトイレに居合わせた生徒。特定の集団による行為でもなく、「いじめ」を意図して行っているようでもない。 ・いじめに関わった生徒について、「特定の生徒に自殺の原因を求めることはできないが、関連性は否定できない。『死』を軽くとらえていたとも考えられ『いじめ』が反社会的行為であることを指導する必要がある」とした。 ・1 年生の学級担任について、「不適切な言動があった」としたが、自殺の直接的な要因だった可能性を否定。 いじめがあったことは認めるが、具体的な行為は明らかにされなかった。
17	2006/11/14	自殺 J20061114	新潟県岩船郡神林村の村立平林中学校の男子生徒(中2・14)が部活動を終えて下校後、自宅で自殺。 男子生徒は同級生にズボンを下ろされたあと、「死にたい」「転校したい」などと繰り返しもらしていた。	2006/12/ 村教委が、有識者の調査委員会を設置。 会議 13 回。 2006/12/28 自殺の原因などを調べる有識者の調査委員会の初会合後、会長は報道陣に「生徒への集中的な嫌がらせなどがあった」という資料は出ていない」と話す。	委員長・大学助教授 委員長は発達心理に詳しい新潟大学の准教授に依頼。 その他の委員は、法律関係、学校教育関係に詳しい専門家中から、神林村教委が選定。	2007/3/22 調査委員会は、「いじめ自殺には当たらない」とする報告書を提出。 同校では生徒間のズボン下ろしが流行しており、男子生徒も仲良しの同級生にズボンを下ろされていた点や、男子生徒が継続して一方的にからかわれたという事実が認められないという点などからいじめを否定。 ズボンを脱がした点については、日常的なからかいだったとし、それを深刻に受け止めた

						事が原因で「衝動的」に自殺に至ったとした。「小中学生の自殺報道が盛んにされていたことの影響」も指摘。
18	2007/6/8	自殺 J20070608	大阪府茨木市の追手門(おうてもん)学院大学の在日インド人の男子大学生(大3・20)が自殺。遺書には「学校で受け続けたイジメ(略)僕はもう限界です。僕には居場所がありません」などと記されていた。 2008/ 約1年後、父親が同じ場所で自殺	2010/10/ 大学が第三者調査委員会を設置。 大学の内部資料の調査や男子学生が所属していた経営学部マーケティング科の担当教員や学生ら約20人から聴取、学生へのアンケートなどを実施。	弁護士や公認会計士で構成。 委員長: 弁護士 (氏名公開)	2010/12/27 大学は「自殺の原因としていじめの存在を否定できない」とする報告書を公表。 調査の結果、男子学生が他の学生にズボンを脱がされたり、花火を向けられたりしていたという間接的証言を得た。また、遺書に「学校で受け続けたイジメ」とあることを重く見て、「大学がいじめの有無について調査しなかったことは問題」「いじめの具体的事実を特定することはできないが、いじめが存在したことは推定される」と結論づけた。
19	2007/7/31	自然災害 水死 E20070731	高知県四万十町の四万十川で、甲賀市教委信楽中央公民館が主催した野外体験講座において、滋賀県甲賀市立信楽小学校の女子児童2人(小6)(小5)が溺死。	2007/8/25 市長が委嘱して、甲賀市野外活動安全対策検討委員会を設置。 http://reiki.city.koka.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/r055RG00000927.html 「四万十川における水難事故調査報告書(案)」の内容の検証及び「青少年の自然体験活動における手引き(案)」に対する提言を行う。 4回の検討会議。 教委事務局職員に質疑、審議を行う。会議以外に、各委員からメール及びFAXで意見提出。	委員6名。氏名公開。 委員長: (学識経験者)スポーツ大学教授 副委員長: (市民代表)青少年育成市民会議会長 委員: ・(市民代表)ボーイスカウト 団 委員 ・(市民代表)PTA 連絡協議会 ・(学識経験者)社会教育委員 ・(学識経験者)県立野外活動センター所長	2007/11/21 8頁 「四万十川における水難事故調査報告書(案)」について、 ・直接の事故原因となった事項の明確性が極めて弱い ・事故調査報告書(案)が一連の事故経過報告書になっている ・再発防止に向けての対策が十分に読み取れない 等と指摘。 滋賀県甲賀市のウェブサイトで、検討資料と報告書を公開 http://www.city.koka.lg.jp/5341.htm

20	2008/3/21	自殺 J20080321	長野県塩尻市の県立田川高校の校内で、男子生徒(高2・17)が自殺。3/18 付本人のブログに「むちゃぶり 自分の課せられた量を分っているのか？ 3日で片付く量じゃないだろう。何考えているんだ。無茶苦茶だ…。」などと書いていた。	2008/4/ 生徒の自殺から1か月後、「1年の時に携帯電話の学校裏サイトに書き込みがあり、悩んでいたようだ。いじめがあったのではないか」との遺族の訴えを受け、校長が調査委員会の設置を決定。 2008/5/20 開始 10 回の会議と、6回の関係者から聞き取り、1回の遺族への説明。	委員8名。氏名公開。 委員長:診療所所長(医師) 副委員長:弁護士 副委員長:大学総合経営部准教授(臨床心理士) 委員: ・PTA会長 ・県教育委員会教学指導課心の支援室長 ・県教育委員会高校教育課主幹指導主事 ・当該校校長 ・当該校教頭	2009/3/17 19 頁 委員会は、「複数の要因が作用した結果」と結論。 委員会は考えられる要因を、因果関係や時間が近い「近因」、直接的な因果関係はなく時間的にも近くない「中因」、因果関係も時間も遠い「遠因」に分類。いじめとの関連が疑われた携帯サイトへの書き込みは「中因」とし、中傷による衝撃がクラスメートからの孤立感を強めていたとした。このほか、友人関係の悩み、学業成績の不振による進級への不安、性格の繊細さなどを挙げた。さらに、学校の教育環境も検証、「学校側の認識や対応が必ずしも十分ではなかった」という見解を示した。報告書は、県内の全学校に配布。
21	2008/7/28	自然災害 E20080728 X	兵庫県神戸市灘区の都賀川で、活発化した前線の影響で突発的、局所的な集中豪雨が発生。川遊びで都賀川や河川敷にいた学童保育園の児童・生徒 19 人と引率の大人3人がのうち、大人1人と児童2人の計3人が流され、男児(小4・10)と女児(小6・12)が溺死。	2008/8/1 財団法人河川環境管理財団河川整備基金の助成を受けて、都賀川水難事故に対する土木学会調査団発足。事故の要因を科学的に分析するとともに、事故防止施策に関する提言をまとめる。	土木学会調査団7名。 氏名公開。 団長:大学大学院教授 幹事長:大学大学院准教授 博士(工学) ・大学防災研究所教授 ・大学院准教授 ・大学院教授 ・大学院教授工学博士 ・大学防災研究所教授人間科学	2008/ 36 頁 1m を超える増水が 2 分以内に生じた。出水が異例とも言えるような急激なものであったため、逃げ遅れた5名が亡くなった。財団のウェブサイトで、報告書を公開。 http://www.kasen.or.jp/seibikikin/h21/pdf/rep3-03h.pdf
22	2008/7/28	自然災害 E20080728 Y	兵庫県神戸市灘区の都賀川で、活発化した前線の影響で突発的、局所的な集中豪雨が発生。川遊びで都賀川や河川敷にいた学童保育園の	2009/ 「六甲学童保育所」の保護者会が、事故の問題点を探るため、大学教授に検証を依頼。 2009/5/-6/ 指導員や児童、保護者など 20 人から聞き取り調査を行い、報告書にまとめる。	大学教授 1名 氏名公開	2009/ 4 頁 報告書は、事故前2分間で水位が1メートル上昇した自然の破壊力を挙げ「水位上昇を確認してからでは間に合わない」とした。「避難の遅れ」にも言及。黒い雲や雷鳴、児童が伝聞で指導員に知らせたという大雨洪

			<p>児童・生徒 19 人と引率の大人3人がのうち、大人1人と児童2人の計3人が流され、男児(小4・10)と女児(小6・12)が溺死。</p>			<p>水警報の情報を生かさず、避難開始後2分で濁流と遭遇したことを挙げ、指導員らの「危機意識の弱さ」「学習不足」を指摘。課外保育の際のマニュアルが欠落していた点をポイントとしてあげた。</p> <p>濁流が向かってきたとき、指導員が連絡などで分散し、児童ら 16 人を指導員1人で引率していた状況を踏まえ「安全確保に必要な多くの大人が同行する体制」を提言。「確実な警報伝達と具体的な退避指示が無かったことが問題」として警報サイレンなどの安全策を行政に求めた。</p> <p>2010/6/ 同クラブのウェブサイトで報告書を公開。(現在なし)</p>
23	2008/9/10	自殺 J20080910	<p>千葉県館山市の市立第三中学校の男子生徒(中2)が自殺。</p> <p>男子生徒は小学校時代からいじめを受けていた。本人の希望で中学は隣の学区を選んだが、所属していた部活動などでいじめを受けていたという。</p> <p>市教委は「からかいなどいじめにつながる事実はあったが、死に直接結びつく要因は分からなかった」と結論。</p> <p>2012/9/ 父親が再調査を求める。</p> <p>後任の校長が保存期間内にアンケートを廃棄し</p>	2014/9/12 館山市は、遺族の要望を受け、第三者委員会を設置して再調査する方針を発表。	2015/1/ 市と遺族が7回協議。父親は6人の委員のうち3人の候補を提案しようとするが、市側は団体推薦にすべきとして名簿の受け取りを拒否。	

			<p>ていたことが判明。 2012/11/ 市教委が小中学校時代の同級生にアンケートを実施。 2012/12 再調査の結果、「いじめと自殺との因果関係は判断できない」と結論。 2013/6/13 市民団体が情報開示請求した文書に、教委実施アンケートに「臭い、うざい、死ぬ」と言われていた等の記述があったが公表されなかったことが判明。</p>			
24	2009/7/29	柔道事故 B20090729	<p>滋賀県愛荘町の町立秦荘中学校柔道部の男子部員(中1・12)が練習中に意識を失う。約1か月後に急性硬膜下血腫で死亡。</p>	<p>2010/2/2 町が「愛荘中学校柔道部事故検証・安全対策検討委員会」設置。 教委から町長に提出された報告書の内容を検証、今後の事故防止に資することを目的とする。 計8回の会議。 教委、学校関係者、遺族から聴取。</p>	<p>委員5名、事務局3名。 氏名公開。 委員長:スポーツ大学准教授 副委員長:中学校柔道講師 委員: ・大学人間学部教授 ・病院副院長(脳神経外科) ・県スポーツ健康課主幹(教員) 事務局: ・愛荘町 総務主監 ・愛荘町 総務課長 ・愛荘町 総務課係長</p>	<p>2010/7/14 報告書を町長に提出。26頁「中学校において行われていた柔道の練習は、健康状態、技能レベルを考えた場合、初心者に対して相応しい内容ではなく、被害者にとっては強行で限界を超えた内容であった。」とした。当日の練習について、「異常ともいえる乱取りの実施本数」「高校生、大学生並みの練習時間に相当する」「当日の気温も30℃に達していることを考えれば過酷な内容といえる」とするが、部や顧問のシゴキや暴力的体質には触れない。 遺族がウェブサイトで報告書を公開。 http://judojiko.net/dl_data/aishou_jiko_kenshou100714.pdf</p>
25	2009/8/22	熱中症死 B20090822	<p>大分県竹田市の県立竹田高校で、剣道部員の部活動中に、キャプテンの男子部員(高2・17)が</p>	<p>2009/9/8 学校は第三者による「大分県竹田高等学校剣道部事故調査委員会」を設置。 顧問、副顧問、練習参加部員、</p>	<p>氏名非公開。 臨床心理士、心理学、スポーツ生理学、</p>	<p>2009/10/30 報告書を提出。21頁顧問と部員とで意見に違いがあった場合には、双方の意見をそのまま記載。 事故について、「熱中症について細やかな配</p>

			熱中症で倒れ死亡。 男子部員の様子がおかしくなっても顧問は、「演技じゃろうが」と言って腰を蹴り、倒れたあとも10回程度往復で強く頬をたたいた。	部員の保護者、遺族に、聞き取り調査。	剣道の関係者 児童生徒相談関係者 等で構成。	慮がなされず練習メニューが不適切であったこと、練習中の生徒の異常についての発見が遅れたことが要因」と結論。
26	2010/2/10	給食 窒息死 E20100210	栃木県真岡市立亀山小学校で、男子児童(小1・7)が、給食で出された白玉汁に含まれていた白玉団子をのどに詰まらせ窒息。意識不明となる。 2013/1/14 死亡。	2013/3/28 市教委が第三者委員会を設置。 再発防止策に係る提言及び本件事故再発防止に必要な事項に関する調査・検討。 13回の会議。 遺族、学校関係者、給食関係者、教委関係者、ほかから調査。	委員4名。氏名公開。 会長： 医療福祉大学推薦言語聴覚学科准教授 副会長：弁護士 委員： ・医師 ・県栄養士会県東支部推薦	2013/11/ 報告書 41頁 ・白玉団子を給食の食材として原形のまま提供していたことに問題はなかった。 ・男子児童の咀嚼力や嚥下力な問題が認められないことや給食を食べている際に異常がみられなかったことから、学校に問題はなかった。 ・窒息発見から救急車到着までの初期対応に問題はなかった。 「予測困難でまれな事故」と結論。
27	2010/6/7	自殺 J20100607	神奈川県川崎市多摩区の市立中学校の男子生徒(中3・14)が、自宅トイレで硫化水素自殺。 遺書に「友達をいじめから助けられなかった。 14年間生きていて楽しかった」などと、4人の実名をあげて男子グループのいじめを告発していた。	2010/6/15 学校と市教委が調査委員会を設置。 設置目的:①死亡の背景 ②在校生の心のケアの体制 ③再発防止に向けた学校の指導体制について計9回の会議。 遺族は1回目のみ参加。 在籍生徒・他校生からの聞き取り、教員の調査用紙による調査・聞き取り、遺族の聞き取り、保護者、地域住民等からの情報、亡くなった生徒が残した文書から調査。 毎回、進捗状況を遺族に報告。	委員11名。氏名は非公開。 ・学校3名 ・保護者3名 ・地域2名 ・市教育委員会2名 ・有識者1名	2010/9/4 報告書。48頁 4人の生徒を含め、当該男子生徒周辺の一部の生徒からの「いじめ」があったと認定。 自殺の外的要因として「いじめ」があったことを認める。 学校体勢の問題点について、言及。 遺族や生徒の保護者らに報告書の全文を公表。
28	2010/6/7	自殺 J20100607	新潟県阿賀野市の県立阿賀野高校の女子生徒(高3)が自殺。ごみ箱か	2013/5/ 県弁護士会から人権救済勧告のあった県立高等学校生徒の自殺案件について、知事が学校	委員7名。氏名公開。 会長：医療福祉大学副学長(社会福祉)	2014/12/21 132頁+資料。 委員会は報告書を県と女子生徒の両親に手渡した。

			<p>ら「なぜ私はくさいのですか。なぜ私はみんなと違うのですか。どうして私は嫌われるのですか。私は来週死にます」と書いたメモが見つかった。</p> <p>2011/1/ 高校は、調査の結果、「具体的ないじめの事実は確認できなかった」と結論。</p> <p>2013/3/25 新潟県弁護士会は、両親の人権侵害の申し立てに対して、「いじめと自殺の因果関係は不明」としながらも、「あだ名の命名や流布、体臭の指摘はいじめに当たる」として、いじめがあったことを認め、再発防止に取り組むよう求める勧告書を出した。</p>	<p>の調査結果を検証するため、県に学識経験者等で組織する第三者委員会を設置。いじめがあったかや自殺のあとの学校や教委の対応が十分だったかなどを検証。</p> <p>新潟県ウェブサイト 「新潟県立高等学校生徒の自殺案件に関する調査委員会の概要について」 http://www.pref.niigata.lg.jp/HTML_Simple/640/120/261218sankou.pdf 「新潟県立高等学校生徒の自殺案件に関する調査委員会について」 http://www.pref.niigata.lg.jp/bunsho/1356754927393.html</p>	<p>委員：・地区コミュニティ協議会副会長（青少年の健全育成） ・弁護士（法律）・病院長（精神保健） ・大学人文社会・教育学部准教授（教育） ・大学大学院看護学研究科教授（心理学） ・弁護士・法科大学院教授（法律）</p>	<p>いじめについては「陰口はあったが、いじめとは認められなかった」と結論付ける一方、女子生徒に対して適切な対応をせず、自殺後の調査や遺族対応もずさんだったと同校や県教育委員会の対応に問題があったと指摘した。</p> <p>自殺原因については「学校生活や将来に対する閉塞（へいそく）感、孤独感からくる適応障害によるものと考えられる」とまとめた。</p>
29	2010/10/1	自殺 J20101001	<p>秋田県大館市の市立中学校の男子生徒(中3)が自宅で自殺。</p> <p>9/19 高校志望校の体験入学の際、一人だけ申込用紙が渡らず、申し込みを書いていなかったことを理由に、同生徒を別の教師が帰宅させた。</p> <p>自殺当日は、学校で別</p>	<p>2010/12/ 市教委が生徒の自殺からわずか1週間で「学校生活でいじめなどの問題はなかった」と報告。</p> <p>「両親が望んでいない」として調査を打ち切ったことに対し、両親は「調査終了を求めたことはない。教師の無責任な指導と学校でのいじめが自殺の原因ではないか」とし、県に救済を申し立てた。</p> <p>知事の諮問機関「県子どもの権利</p>	<p>委員長の氏名公開。</p>	<p>2011/10/14 13 頁</p> <p>秋田県子どもの権利擁護委員会は報告書で、「体験入学での中学校側の対応が配慮に欠けていたうえ、制服を切った疑いを持たれた件については、担任教諭が痕跡を十分に確認しないまま生徒宅に指導の電話をした点も問題があり、自殺のきっかけになった可能性がある」と判断。</p> <p>市教委や同校の自殺後の対応について、①調査の大半を口頭で済ませ、ほとんど記録を</p>

			<p>の生徒の学生服が切れ、近くでカッターナイフを持っていた同生徒が疑われた。夜、学校から生徒宅に「ナイフを持って来ないように」と電話があり、生徒は「何もしていないのに、なぜ僕だけ疑われるのか」と話していた。</p>	<p>擁護委員会」が調査。</p>		<p>残していない、②スクールカウンセラーが生徒から聴取した内容をそのまま保護者への回答に転用した、③自殺後わずか1週間で「学校生活に自殺の要因が見受けられない」と判断したのは拙速、④保護者への「いじめがあったなら遺書を残す」などの回答は配慮に欠ける、⑤一部の聴取内容を事実とすることで早期に調査を終了させようとしたなどを指摘。一方、いじめの事実は確認できなかったが、市教委などが調査記録を残していないため、なかったとも断定できないとする。</p>
30	2010/10/23	自殺 J20101023	<p>群馬県桐生市の市立新里東小学校の女子児童(小6・12)が自殺。5年生のとき、授業参観に訪れたフィリピン人の母の容姿について悪口を言われたり、「汚い」「近寄るな」と言われるなどのいじめを受けていた。両親は6年生になってから10回以上、学校側にいじめを訴えていた。</p>	<p>2010/11/ 市教委が、学校の調査結果を踏まえて、当該児童の自殺といじめの因果関係などの調査を深める意向を示し、第三者の調査委員会を設置する方針を決定。 2010/12/8 第1回会議を秘密裏に実施。 12回集まり、市側の資料や学校関係者らへの聞き取りなどを通じて調査を進めた。遺族は委員の氏名や第1回の会議が非公開だったことから不信感を募らせ、調査への協力を拒む。両親への聞き取りはしていない。</p>	<p>委員5名。 委員長(弁護士)以外のメンバーは、「公平中立な調査」を理由に、氏名や役職は遺族にも非公開。 後日、報告書提出の記者会見の折(2011年3月)に、他のメンバーの氏名、所属、役職を公開。 委員長:弁護士 委員: ・県精神医療センター所長 ・臨床心理士 ・県PTA連合会副会長 ・県人権擁護委員会連合会副会長</p>	<p>2011/3/29 報告書 28頁 調査委員会はA4用紙で28頁の報告書を市に郵送。公表する範囲は市側で適正に判断するよう要望。市は市の代理人弁護士が要約したA4版2枚の概要だけを公表し、遺族側にも同じものを渡す(情報開示請求に対しても同じ)。「プライバシーの問題がある」として、調査報告書の全文は遺族にも公開しない。報告書では、「いじめによる辛い思いが自殺の大きな要因のひとつではある」と認定。一方、「家庭環境等の他の要因も加わり、自殺を決意して実行した」と結論。 2014/3/14 民事裁判の前橋地裁判決で、「第三者調査委員会においては、重要な資料を踏まえず、必要な補足調査も行われていないから、適正な調査報告がされたということはない。」「新たに判明した事実は存しないうまま、第三者調査委員会から、本件自死について、家庭環境等の他の要因も加わり、自死を決意して実行したと判断することが相当であるとの結論が示された」と言及。 (2014/9/30 東京高裁で和解)</p>

31	2010/10/25	自殺 J20101025	東京都足立区の区立中学校の男子生徒(中3・14)が自殺。 男子生徒の制服のポケットからは侮辱されたことを自殺の理由とする遺書が2通見つかった。また、「7回死にたいと思ったら死のうと決めていた」などと書かれていた。	2013/2/28 教委は、いじめとの因果関係などを詳しく調べるため、第三者調査委員会を設けると発表。 区長部局に設置。 26回の会議 当時の教職員への聞き取り、元同級生へのアンケート、聞き取り、遺族への聞き取り。	委員4名。氏名公開。 学校・教委から2名推薦 遺族側から2名推薦 委員長： ・臨床心理士) 副委員長： ・教育研究所のセンター長 委員： ・私立高校理事 ・NPO 法人理事	2013/11/21 報告書 61頁 いじめは少なくとも中学1年時から自殺直前まで、同級生数人による「侮辱的な呼び名で呼ぶ行為」で繰り返されていたと指摘。 遺書には「一番つらいと思ったのはあざけりと同情」「死にたいと思う原因はこれくらい」と記されており、侮辱的なあだ名で呼ぶいじめが自殺の要因の一つと判断。 答申部分のみ足立区のウェブサイトで公開。その後削除。 2014/4/21 当初、遺族にも黒塗りのある報告書を渡していたが、個人情報開示請求で全面開示。報告書とともに、報告書の添付資料(5千ページ超)も開示(生徒の氏名など個人が特定される部分は非開示)。
32	2010/10/29	おやつ窒息死 H20101029	愛知県碧南市の社会福祉法人が経営する保育所で、おやつのおもちやカステラをのどにつまらせた園児(1歳4か月)が救急搬送される。 12/7 死亡。	2012/5/ 遺族が園ならびに行政の対応に異議を申し立てたことに応えるため、碧南市が第三者委員会を設置。 保育事故の直接的原因、背景的要因、「事故」に至る保育の実際、「事故」に際しての園関係者の対応、「事故」後の園ならびに碧南市の対応について検討・検証。再発防止に向けて課題について検討・検証する。 7回の会議。 赤十字病院小児科医に意見を求める。	7名。氏名公開。 委員長： ・大学保育学部 特任教授 副委員長： ・県社会福祉協議会保育部会 部会長 委員： ・弁護士 2名 ・県健康福祉部少子化対策監 ・県栄養士会福祉部会 管理栄養士 ・小児科保健医療総合センター 総合診療部長兼保健センター長	2013/2/ 報告書 49頁 事故原因は「おやつのやもちやカステラの嚥下にともない何らかの形でひき起こされた気道閉塞による事故」と認定。事故当日のおやつ提供が、バイキング形式ということで、ラムネとカステラが同時に提供されていたことも、特別な配慮が必要であつても考えられる。今回の事故の直前に、大きな保育形態の変更が実施されていることに園長はじめ関係者が無頓着だった。保育形態の変更については、慎重な対応が園運営上求められることを指摘。 碧南市のウェブサイトで報告書を公開。 2011/12/ 碧南市報告書 http://www.city.hekinan.aichi.jp/kodomoka/jikohoukoku.pdf 第三者委員会報告書 http://www.city.hekinan.aichi.jp/kodomoka/ho

						ukoku.pdf
33	2010/12/14	おやつ 窒息死 E20101214	東京都墨田区の梅若橋コミュニティ会館学童クラブで、おやつのミニアメリカンドッグを詰ませた男子児童(小3・9)が窒息死。	2011/1/ 墨田区が原因究明と再発防止策を調査検討するため、「梅若橋コミュニティ会館学童クラブ事故調査委員会」を設置。関与した職員全員及び遺族、他の子ども、医療や消防、おやつの業者から必要な情報を入手。6回会議と1回の子どものからの聞き取り。	委員5名。氏名公開。 委員長:弁護士 副委員長:財団法人室長 委員: ・大学医学部教授 救急医学講座主任 ・区総務部危機管理担当部長 ・区福祉保健部子育て支援担当部長	2011/4/ 報告書 46 頁、参考資料 110 頁 ・食品そのものに問題があったとみることはできない。・丸のみか否かはともかく、A君が相当大きな形のままミニアメリカンドッグを食し、そのことが窒息という今回の事故の要因の1つになった。・本件事故はどれか1つの要因があって発生したとみることはできない。・職員による応急手当は概ね適切な対応であった。・119 番をするまでに少なくとも5分前後の時間がかかったとみられる。いつの時点で 119 番をすべくかの確定的なガイドラインが墨田区になかった。ただし、A君の死亡との因果関係を否定。 報告書等は区のウェブサイトで公開。 https://www.city.sumida.lg.jp/kakuka/kuminkatsudou/info/umewakahoukou.html
34	2011/	自殺 J20110000	埼玉県さいたま市の市立小学校の高学年の男子児童がクラブ活動後、3階の教室から校庭にボールを落としたため、目撃した男性教諭(20代)が廊下で約5分間、口頭で注意。男子児童は下校後、自宅で自殺。約3カ月後、市教委は「指導は適切だった」と両親に調査結果を報告。2013/9/ 当初、両親は病死扱いを望み公表さ	2014/11/20 市は自殺を公表し、第三者委員会を設置し調べる方針を発表。 2014/11/26 さいたま市は、「さいたま市立小学校における教員の指導の事実等に関する第三者調査委員会条例を設置。 http://www.city.saitama.jp/006/007/002/017/p031377_d/fil/gian191.pdf ①児童に対する教員の指導の事実に関すること。②児童の自殺した原因に関すること。を調査する。	8名。	

			れなかったが、「他にも指導を受けるべき児童がいたのでは」と訴え、再調査の手続き上必要な公表を承諾。			
35	2009/12/- 2011/2/28	窓サッシ 落下 E20110228	福岡県福岡市の小学校及び中学校5校で、6件の窓サッシ落下事故が発生。	6件の窓サッシ落下事故のうち、4件は主な原因が推定できたが、2件については主な原因の推定が困難であった。 落下事故の対応は、当初は学校職員や市職員などで行い、続いてサッシ工事の専門業者に依頼したが、小学校の不備箇所ではなかった窓サッシの落下事故を受け、外部有識者を含めた専門的な観点からの原因を検証し、今後の再発防止に向けた対応策の検討が必要となった。 5回の検討会を開催。	委員8名。氏名公開。 座長：国立大学大学院教授(人間環境学府 空間システム専攻) 技術的専門家： ・金属製建具業協同組合理事 ・アルミ企業設計・施工部長 ・社団法人日本サッシ協会 施工管理部会 学校関係者： ・小学校 校長 ・学校職員 安全衛生委員会 委員 市役所関係：・財団法人施設整備公社施設課長 ・財政局施設建設課長 事務局：教育委員会施設部施設整備課	2011/5/ 報告書 13頁 6件の落下事故事案のうち、 ・4件の事故事案については、「落下防止装置(はずれ止め)の不備によるものが、主たる原因であると推定できる。」 ・2件の事故事案については、「サッシの設計の理論上では、落下の可能性が無いなかでの事故であり、予想外に働いた面外方向の力が加わるなど、主たる原因が特定できず、複合的な要因が重なったものであると推定できる。」 金具の取り付けや落下防止装置の増設、設置位置の見直し、改造などの提案と、それぞれの特長及び課題を列記した。 報告書はウェブサイトで公開。 福岡市学校施設窓サッシ事故検証検討会 http://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/25547/1/230608-02-02.pdf
36	2011/3/11	自然 災害 E20110311	宮城県石巻市の市立大川小学校の児童と教師が三陸沖を震源とするマグニチュード 9.0 の地震で行程に避難していたが、保護者等への引き渡しにより下校した児童 27 名を除く児童 76 名、教職員 11 名が津波に遭遇し、うち 5 名(児童	2012/9/29 文部科学省の「子ども安全対策支援室」の室長ら3人が石巻を訪れ、事故検証の試案を、石巻市教委や遺族に示した。 2012/12/28 石巻市が、株式会社に事務局を随意契約で委託。 設置要綱 https://www.city.ishinomaki.lg.jp/content/20101800/0003/1-5sechiyouko	委員10名。氏名公開。 委員長：大学名誉教授 委員：・福祉大学教授 ・弁護士 ・大学名誉教授 ・大学心理学科教授 ・8.12 連絡会 事務局長 調査委員： ・大学心理行動科学科教授 ・日弁連交通事故相談センター	2014/2/ 報告書 219頁 「事故の直接的な要因は、避難開始の意思決定が遅く、かつ避難先を河川堤防付近としたことにある。」 背後要因として ①学校における防災体制の運営・管理がしっかりとした牽引力をもって進められず、また教職員の知識・経験も十分でないなど、学校現場そのものに関わる要因 ②津波ハザードマップの示し方や避難所指定のあり方、災害時の広報・情報伝達体制な

			4名、教職員1名)を除く児童・職員が被災した。	u.pdf 委員会会合9回、作業チーム打合せ26回を開催。 資料等の収集・精査、関係者等への聴き取り調査(計108回、延べ人数196人)、現地調査等を実施。	理事・弁護士・大学名誉教授 事務局:株式会社 ※事務局の株式会社の所長と委員の一人は親子関係。 委員候補者の氏名と肩書きは、会議の前日に遺族に送られた。	ど、災害対策について広く社会全体として抱える要因と指摘。 石巻市のウェブサイトで議事録、資料、報告書等を公開 http://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/20101800/8425/20140303164845.html
37	2011/6/9	自殺 J20110609	愛知県刈谷市の県立刈谷工業高校野球部の男子部員(高2・16)が自殺。 5/末 当該男子部員は、他の部員らが顧問教師から暴力を受けるのを見て強いショックを受けた。退部を顧問らに申し出たが、「逃げているだけやろ」と受理されなかった。当該男子部員は練習を無断で休むようになっていた。 6/7 顧問から主将を通じて呼び出された翌日、男子部員は行方不明になった。	2011/11 県教委が調査委員会を設置。3名の委員名を公開せず、代理人弁護士の委員会への立ち会いを拒否したことなどに遺族が不信感をもち、解散。 2013/4/ 遺族が、知事に設置を求め、第三者委員会を設置。 2013/11/ 調査委員会設置要項を見直し、非公開としていた調査委員の氏名も公表。弁護士など遺族の付添人の同席も認める。 18回の会議 自殺から約2年が経過しており、元同級生や野球部員63人中聴き取りに応じたのは7人、アンケート14人。「協力しない」と回答19人。	委員5名。氏名公開。 委員長: ・福祉大学名誉教授 委員: ・弁護士2名 ・大学精神神経科准教授 ・大学教育福祉学部教授 調査委員: ・弁護士 ・福祉大学教授	2014/2/4 知事に「県立刈谷工業高校生の自殺に関する報告書」提出。89頁 自殺の背景を、①健康上の問題(肩を壊したと右手の甲を骨折したこと)、②野球部の雰囲気(顧問の指導方針や部員の取組姿勢のばらつきと時に体罰を含む指導)、③学業成績に関する親からのプレッシャーとした。 6月の時点で生徒は、軽傷ないし中等症のうつ病を有し、亡くなる前には、もうこれ以上がらばれないところまで追いつめられていた。結果、野球部を辞めたいけれども辞められないという二律背反を解消するには自殺するしかないというところまで、思考は狭窄していたとした。 愛知県のウェブサイトで公開 http://www.pref.aichi.jp/0000068944.html
38	2011/6/15	柔道事故 B20110615	愛知県名古屋市の市立向陽高校の柔道部の練習中、男子部員(高1・15)が乱取りで、他の部員に大外刈りで投げられた際、頭を打ち、1カ月後に急性硬膜下血腫	2012/2/ 市教委は有識者による柔道安全指導検討委員会を設置。柔道事故を検証し、原因の究明と事故の再発防止策を立案・提言する。教科体育や学校部活動で柔道を指導する場合の安全指導や事故発生時の対応について検討する。	委員+5名。氏名公開。 委員長:柔道家の医師 委員: ・弁護士 ・文部科学省の外部指導者 ・大学のスポーツ科学部教授 ・柔道連盟常任理事	2012/5/11 報告書 20頁 有識者委員会が市長に「名古屋市立向陽高等学校柔道事故調査報告書」を提出。 倉田君が事故前の部活でけがをしていたにもかかわらず、顧問に伝わらないまま、練習に参加したことなどが原因とした。指導マニュアル充実や、柔道経験の少ない教諭を対象

			で死亡。	現地調査1回、会議を4回実施。関係者を対象にヒアリングを事故発生現場で行う。各種資料を検証。遺族へのヒアリング、被害者のカルテ、X線検査等医療情報に関する検証を、脳神経外科2名で行う。		とした資格認定制度創設など、指導者が生徒の体調を十分に把握できる態勢づくりを提言。報告書をウェブサイトで公開。 http://www.city.nagoya.jp/kyoiku/page/0000052831.html http://www.city.nagoya.jp/kyoiku/cmsfiles/contents/0000052/52831/houkokusyo.pdf
39	2011/7/11	プール水死 H20110711	神奈川県大和市にある私立大和幼稚園のプールで水遊び中、男子園児(3)が溺死。	2012/11/6 遺族からの申し出を受け、消費者安全調査委員会が、消費者安全法第23条第1項に基づき、事故等原因調査を行う事故として選定。 工学等事故調査部会、食品・化学・医学等事故調査部会及び調査委員会で調査・審議を行った。	氏名公開 消費者安全調査委員会委員 7名。 専門委員 4名。 ・産業・組織心理学及び人間環境学を専門とする 大学人間環境学部教授 ・公益財団法人のシステム安全研究グループ研究員 ・小児医学を専門とするこどもクリニック院長 ・幼児教育の分野を専門とする幼稚園園長	2014/6/20 報告書 43頁 「男児の溺水が死亡につながった原因として、①プール活動中の園児の監視体制に空白が生じたために発見が遅れたこと、②当該幼稚園において、一刻を争うような緊急事態への備えが十分ではなく必要な救命処置を迅速に行えなかったことが可能性として考えられる。」とした。 消費者庁のウェブサイトに概要と報告書 http://www.caa.go.jp/csic/action/pdf/140620_gaiyou.pdf http://www.caa.go.jp/csic/action/pdf/140620_houkoku_honbun1.pdf
40	2011/7/31	プール水死 H20110731	大阪府泉南(せんなん)市の市立砂川小学校におけるプール一般開放で、男子児童(小1・7)が溺死。 市教委は、開放プールの安全管理を同市ビル管理会社に委託。契約で、大小2つのプールがある砂川小学校には監視員を8人配置し、うち4人は事故があった大プールを監視すると規定さ	2011/9/15 市が市から独立した第三者機関である「泉南市砂川小学校プール児童死亡事故調査委員会」を設置。 事故の原因、発生状況、経過に関する事項並びに今後の事故防止に関する事項についての調査及び検討。	委員9名。氏名公開。 委員長:弁護士 副委員長:大学教授 事務局長:弁護士 委員: ・区長連絡協議会会長 ・PTA協議会会長 ・小学校校長会副会長 ・副市長 ・教育長 ・市職員 総務部長	2011/12/26 報告書 129頁 市関係者・委託業者に安全に対する認識がなかった。市は委託業者に、業者はプール管理者に任せ、プールの一般開放を実施するか否か、実施する内容と程度、民間委託の是非、安全性確保について、誰も責任を持たない体制であった。委託業者による監視体制が、仕様書で規定された監視配置人数より少ない人数での危険な監視体制が常態となっていた。市による委託業者の監督ができていなかった。委託業者からの報告やチェック体制が徹底していなかった、プールについて利用者への情報提供が不十分だった、AEDの

			れていたが、当日の監視員は6人しか配置されていなかった。			設置がなかったなどの問題点を指摘。 泉南市のウェブサイトで公開 http://www.city.sennan.osaka.jp/kyouikusunou/pool_jiko.htm
41	2011/8/30	自殺 J20110830	北海道札幌市手稲区の市立前田北中学校の男子生徒(中2・13)が、行方を捜していた教師の説得を振り切り、自殺。屋上近くの非常階段の壁に「ここから落ちて死ぬ」との落書きがあった。 7/8 三者懇談で、複数の友人に陰口を言われているなどと相談。	2011/9/1 教委に「生徒の自殺防止に関する検討委員会」を設置。自殺に至る経過等を調査し、課題を明らかにし、札幌市立中学校における自殺防止対策に生かすことが目的。 9回の会議。 学校の対応や当該生徒に関わる記録、教職員からの聞き取り。委員会が直接事情を聞いたのは、校長と教務主任で、生徒たちからは聞けなかった。	委員5人。氏名公開。 委員長:市教育委員会学校教育 教育部指導担当部長 委員:・教育大学教職大学院教授 ・弁護士 ・こども心療内科 ・病院理事長 ・当該中学校長 事務局:市教育委員会学校教育 教育部指導担当課長 事務局:市教育委員会学校教育 教育部教育推進課・市教育委員会生涯学習総務課	2011/10/17 報告書 19頁、資料 6頁 学校生活に関わることの中に、自殺と関連性のある直接的な要因を特定することができなかった。 「原因が特定できない」と結論。一方で、「生徒の変化や言動の背景に対して、もう一步踏み込んだ取り組みは可能だった」とした。
42	2011/9/1	自殺 J20110901	鹿児島県出水(いずみ)市の市立米津中学校の吹奏楽部の女子生徒(中2・13)が自殺。 2010/8/ 当該女子生徒は数人の女子生徒から、所属していた吹奏楽部で使っていた学校の楽器を壊されたうえ、弁償を強要されたり、文房具を壊されたりしたという。 2011/10/7 全校生徒対象にアンケート実施。「真実を知りたいという家族の願いにこたえる	2011/9/ 市教委が、事故調査委員会と事故調査専門委員会(第三者委員会)を設置。 3回の会合を開いただけで報告書をまとめる。 第三者委員会は、事故調査委員会の報告書案を見て、評価を行う。 独自に追加して、アンケートや生徒の聞き取りを行わなかった。遺族に一度も聞き取りをしていない。 このようなやり方をした理由は、「知らない人だと生徒が身構えてしまつて本当のことを言わない、遠方から来ている委員がいたので物理的にも生徒と接触を持つのは難しかったから」とする。	氏名非公開。 事故調査委員会 11名 委員長:教育委員会 副委員長:教育委員会 委員:・教育委員会 ・当該校校長・教頭・教務主任 ・生徒指導主任・PTA 会長 ・PTA 副会長 ・臨床心理士 ・スクールソーシャルワーカー 事故調査専門委員会 5名 委員長:学識経験者(大学教授) 副委員長:臨床心理士 委員:民生委員・児童委員・人権擁護委員	2011/11/末 13頁 3か月後、報告書をまとめる。 生徒への聞き取りの結果、「吹奏楽部の部員が離れて座っていた」「ノートがなくなって泣いていた」「楽器を掃除するスワブがなくなって、あとで下駄箱から見つかった」などが挙げられた。 しかし調査委員会はいじめを認定せず、学校での出来事が自殺のきっかけか確認できなかったとした。他の子のものがなくなったこともある、友だちがいなかったわけではないなどが理由。 2014/4/ 遺族が、アンケートの開示を求めて提訴。

			ため」と明記されており、 学校長は遺族に見せる 約束をしたが見せない。			
43	2011/9/29	体育活動 中の事故 E20110929	埼玉県さいたま市立小 学校の女子児童(小6) が、駅伝の記録会(課外 練習)中に校庭内で1キ ロを走り終えた直後に倒 れ、救急搬送された。 翌30日に死亡。 学校側は、呼吸も脈拍も あると判断し、自動体外 式除細動器(AED)を含 む心肺蘇生法を行わな かった。	2011/10/14 さいたま市教育委員会が、「さいた ま市立小学校児童事故対応検証 委員会」を設置。 設置要綱 (1)児童事故に係る対応の検証に 関する事項 (2)児童事故の再発防止の具体的 対策の検討及び推進に関する事 項 (3)前二号に掲げる事項のほか、 検証委員会が必要と認める事項 http://www.city.saitama.jp/003/002/008/005/p015789_d/fil/23111004.pdf 会議を4回開催	委員7名。氏名公開 委員長:医師・市4医師会連絡 協議会議長 ・医科大学附属さいたま医療セ ンター 教授 ・赤十字病院 救命救急センタ 一長 ・市消防局警防部救急課 参事 [兼]課長 ・大学教授 ・PTA協議会 会長 ・小学校校長会 会長 ・その他委員長が指名した者 事務局:学校教育部	2012/2/26 9頁、3頁 学校側の呼吸や脈拍の確認が不十分で「心 肺蘇生実施の機会を逃したのは極めて残念」 とする報告書を発表した。ただ、心肺蘇生法 が行われなかったことと死亡との因果関係は 「死因を特定できず、わからない」とした。 検証結果 (1)学校は、事故発生時、自校の危機管理対 応マニュアルに沿った対応を行っていたが、 現場責任者の的確な指揮・命令に基づく組織 的な危機管理体制が十分には確立されてい なかった。 (2)学校は、現場の判断として心肺蘇生は行 わなかった。しかし、養護教諭を含む教職員 は医療従事者ではないことから、脈拍の異常 や呼吸停止状態を短時間で判断し、直ちに心 肺蘇生の開始を期待することはかなり難しい ものであった。 (3)学校は、児童の健康状態の情報につい て、十分な共有化がなされておらず、早急な 改善が必要である。 概要1頁、報告書目次、防止策を公開。 http://www.city.saitama.jp/006/014/008/006/p016956.html 女子児童の父は「検証は詳細な事故分析が 行われておらず、決して満足いくものではな い。教育委員会には十分に事故分析し、再発 防止を要望する」と話した。
44	2011/10/11	自殺 J20111011	滋賀県大津市のマンショ ンから、市立中学校の男	2012/10/11 大津市が市付属機関 設置条例を公布して、設置。	委員6名。氏名公開。 委員長:弁護士・元裁判官	2013/1/31 報告書。231頁 ・A(被害者)は、仲の良い友達であったB、C

			<p>子生徒(中2・13)が自殺。 2012/2/24 遺族が市や加害者らを提訴。 2012/7/ 市教委が報告書を作成していなかったことが判明。 2012/7/20 市教委はA4版2枚をメールで報告。経緯は「アンケート調査等により、3人の生徒から当該生徒にいじめがあったことが発覚した」と2行のみ。</p>	<p>http://www2.city.otsu.shiga.jp/reiki/reiki_honbun/x400RG00001156.html 大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会規則 http://www2.city.otsu.shiga.jp/reiki/reiki_honbun/x400RG00001157.html 自殺した男子生徒に対するいじめの事実関係を調査し、自殺の原因、学校の対応等について考察するとともに、再発防止についても審議する。</p>	<p>副委員長: 弁護士 委員: ・大学教授 ・教育大学教授 ・芸術大学教授 ・大学教授 調査委員 4名 ・弁護士3名 ・大学准教授1名 委員の半数を遺族側が推薦。 2012/8/24 委員内定の県臨床心理士会会長が、生徒自殺前に父親が県子ども家庭相談センターに相談した個人情報第三者に漏らした疑いがあると遺族側が抗議。辞退。</p>	<p>から一方的に暴行を受け続けるという重篤ないじめ行為を受け、精神的苦痛を受け続けていたことが明らかになった。 ・重篤ないじめはAに屈辱感、絶望感、無力感を与え、「生に向かう気力」を喪失させた」。 ・Aの性格や家庭の問題はAの自死の原因とは認められなかった。 いじめが自死につながる直接的要因になったと認定。 大津市のウェブサイトで報告書を公開 http://www.city.otsu.lg.jp/shisei/koho/kouho/message/1388936256432.html</p>
45	2011/10/12	転落死 E20111012	<p>大阪府堺市の市立東深井小学校校舎2階の教室前廊下の窓から中庭通路のコンクリート部分に、男子児童(小4)が転落し、死亡。</p>	<p>2011/10/28 堺市教委が、「堺市立学校園における転落事故防止対策会議」を設置。 ・転落事故の事実関係等を把握 ・転落事故の防止対策 ・その他、事故防止に必要な事項</p>	<p>委員11名。氏名公開。 会長: 総務部長 副会長: 学校教育部長 学校管理部長 委員: 総務課長・教育政策課長・学校教育部参事(学校指導調整・危機管理担当)・生徒指導課長・保健給食課長・施設課長・堺市立小学校校長会の代表・堺市立中学校校長会の代表 学識経験者から意見をもらう。 教育大学 学校危機メンタルサポートセンター 教授 工業大学工学部建築学科教授</p>	<p>2012/3/19 報告書。41頁 資料5頁 事故の要因として、 ・毎月15日を「学校安全点検指導日」としていたが、廊下窓際に置いていた用具入れについて、児童が上って窓から転落するという危険意識が十分でなかった。 ・用具入れに児童が上ると窓から転落する危険がある」と認識していた教職員もいたが、教職員間で危機意識に差があった。 ・児童に対して、具体的な指導が、教職員に徹底されていなかった。 ことなどを上げる。 堺市のウェブサイトで報告書を公開 http://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/kyoiku/anzen/jikoboshi.html</p>
46	2012/5/7	急性アルコール中毒死 B20120507	<p>北海道の国立小樽商科大学のアメリカンフットボール部主催のバーベキューで、部員9人が急性アルコール中毒で救急</p>	<p>2012/7/ 大学が、学外有識者による第三者委員会を設置。 調査委員会の報告の検証のほか、大学部活と大学当局との関係、部活動のあり方などを提言する。</p>	<p>元大学長や医師、弁護士ら4名。 委員長: 大学副学長</p>	<p>2012/9/28 再発防止策についてまとめた提言書を学長に提出。 提言書は、「当時の部員がウイスキーや焼酎をストレートで飲んだのは「普通の感覚とは言い難い」、酔った部員の介抱場所を用意し</p>

			搬送された。 5/24 意識不明の重体となっていた男子学生(大1・19)が死亡。	第三者委員会は大学側の調査に加え、死亡した学生の近くにいた元部員5人から聞き取りを実施。		ていたことは「非常識」とし、これらが伝統として踏襲され、非常識という意識が欠けていたと指摘。しかし1年生が無理に酒を飲んでいるという「明確な認識」が上級生になく、「強要があったとは言えない」と結論。大学側の管理責任に触れなかった
47	2012/5	不登校 F20120500	2012/5/ 熊本県荒尾市の小学校の男子児童(小5)が、母親に「とても嫌なことがあった」と相談したあと、学校を休みがちになった。児童は両足に障がいがある。両親が学校に調査を依頼。 2013/2/ 不登校になる。 2014/8/ 市教委は学校などから聞き取り調査をした結果、口頭で「いじめはなかった」と回答。	2015/6/3 男子生徒(中2・13)の両親が第三者調査委員会設置を求める陳情を市議会に提出。 2015/6/30 市議会は陳情を採択。第三者調査委員会を設置。	学識経験者や弁護士などを予定。	
48	2012/6/12	自殺 J20120612	静岡県浜松市の市立曳馬(ひくま)中学校の男子生徒(中2・13)が自殺。 2012/4/ 同生徒が塾帰りに同級生に取り囲まれて小突かれたり、乗っていた自転車を蹴られるなど、地域住民や塾関係者が目撃して注意していたことが判明。 また、同級生の名をあげていじめられていると家	2012/7/11 市教委は、両親の希望により、いじめの有無を調査する第三者委員会を発足させることを決定。 7/26 事実関係の調査を開始。全校生徒に対する無記名アンケートなど、報告書の作成に約5カ月を要した。 アンケートには全校生徒の8割近い回答があり、うち約 15%が名前を記入していた。	委員4名。氏名公開。 委員長:静岡県弁護士会子どもの権利委員会の弁護士 副委員長:元家裁調査官で静岡英和学院大教授(生徒指導論) 委員: ・臨床心理士 ・元警察官	2012/12/19 報告書 2012 年2月からいじめが始まり、2年に進級後はクラスの半数以上の男子生徒から「出しゃばるな」などの悪口を言われたほか、ゲームやプロレスをまねて首を絞められたり、拳で腹を叩かれたりしていた。塾帰りに生徒に向けてエアガンを1、2回撃ったこともあった。これらを「いじめ」と判断。「いじめが背景の自殺」としたが、遺書がないため、直接の原因だったかどうかは分からないと結論。 教委は、「教育委員会からのメッセージ ~ 第三者による調査委員会の調査報告書を受

			族に訴えていた。			けて～)として、提言の部分を公開 http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/somu/oshirase/documents/message.pdf
49	2012/7/8	いじめ 暴行動画 E20120708	兵庫県赤穂市の公園で、中学生の少年(中3・14)が、小学生の男児(小6・12)を暴行する様子を撮影した動画をインターネットサイトに投稿。	2012/8/20 市教委が、第三者委員会を設置。 ①集団暴力事件について、関係する児童生徒の生活環境を含めた原因や背景について検証・考察し、再発防止のための具体的対策等を検討。②学校教育及び学校環境が果たす役割と責任を見直し、改善に必要な対策等について検討する。③ 不登校や怠学の児童生徒など、学校とのつながりが希薄な児童生徒への対応と関わりについて検討する。 8回の会議と調査。	委員5名。氏名公開。 委員長:教育大大学院 学校教育研究科 教授 副委員長:弁護士 委員: ・総合教育センター 所長 ・スクールカウンセラー (スーパーバイザー) ・大学 環境人間学部 准教授 事務局 市教委	2013/10/27 最終提言書 「事件を検証し背景を考察する中で、事件の加害者も被害者の一人ではないかと感じた」「不良行為を共有することで、自分の存在を確認していたのだと思われる」「分かる」こと、「認められる」ことは、学校環境の大切な要素であり、授業は、学校が一番時間と労力をかけなければならない児童生徒の「居場所」であるべきである。また、学校が信頼されるときに必要な条件でもある」などとした。 赤穂市のウェブサイトで、議事録や提言書を公開。 http://www.city.ako.lg.jp/edu/shidou/daisansy.aiinkai.html
50	2012/7/10	自殺 J20120710	熊本県和水(なごみ)町で、町立中学校の男子生徒(中3・14)が自宅で自殺。 衣服のポケットから、「つらかった」との内容と、いじめた数人の生徒の名前が書かれたメモが見つかった。 自殺後に学校が実施したアンケートに、男子生徒が他の生徒から石を投げられるなどの嫌がらせを受けていたという回答があったが、教育長は「(自殺の)直接原因と	2013/3/11 町長はいじめの可能性があると主張する両親の求めに応じ、町長の附属機関として第三者委員会を設置して調査することを明らかにした。 町が準備した委員会規則案に対し、遺族側からの修正・追加の要請のうち、学校と町教委の対応が適切だったかの考察と再発防止の提言を盛り込む。	委員 5名。氏名公開。 委員長:大学教育学部 教授 副委員長:弁護士 委員: ・教職員の教育相談室 代表 ・NPO法人 ・臨床心理士会・大学准教授 遺族側が依頼したメンバーも委員に入った。 調査委員 2名 ・弁護士 ・弁護士	2014/4/4 報告書 186 頁。 生徒へのいじめ行為 11 件を認定し、自殺の原因になった可能性があるとする。 「ズボンを脱がされそうになった」「中2の時に、友人に首を絞められ失神するなどのいじめを受けていた」「(男子生徒がネット上で知り合った)女性の名で度々呼ばれ、繰り返しはやし立てられた」「自作の伝言ボードに中傷の落書きをされた」などの行為をいじめと認定。 学校や町教委は「いじめはなかった」と判断したが、その点についても「対応に問題を残す」と指摘。自殺の原因については、「本人の性格や家庭環境、学校生活が複雑に関係し合っただけで生じたと考えられた」としたものの、いじめも一因になったと判断。

			なるようなことはなかった」と因果関係を否定。			和水町のウェブサイトで報告書を公開 (2014/5/29 発表、1 カ月間のみ、その後は町役場で閲覧可)
51	2012/7/17	おやつ窒息死 H20120717	栃木県栃木市の市立はこのもり保育園で、女子園児(2)が、おやつで出されたフルーツポンチに入っていた白玉団子をのどに詰まらせ死亡。 8/19 死亡。	2012/8/ 栃木市が「はこのもり保育園誤嚥事故調査委員会」を設立。 事故の原因究明及び誤嚥事故防止策の調査・検討その他必要と認める事項。 7回会議。	委員4名。氏名公開。 委員長: ・大学教育学部教授 副委員長: ・医師会長 委員: ・弁護士 ・栄養士会県南支部副支部長	2012/11/26 報告書。23 頁 「本児に原形の白玉団子が提供された点にあることは明らか」「教育現場との情報共有体制の不備が主な原因で、平成22年2月に真岡市内の小学校で同様の誤嚥事故が生じていたが、教訓として生かされなかった」などの問題点を指摘。 栃木市のウェブサイトで、報告書を公開。 http://www.city.tochigi.lg.jp/hp/menu000011000/hpg000010124.htm
52	2012/7/20	自然災害水死 H20121720	愛媛県西条市の加茂川で、学校法人ロザリオ学園が経営する私立西条聖マリア幼稚園のお泊り保育で、園児 31 人と引率教員8人が川遊びをしていた際、増水した川に引率教員1人と園児4人が流され、男子園児(5)が溺死。 他に、1人の園児(6)は頭部皮下血腫等の傷害を、1人の園児(6)は左肘擦過傷を負った。	遺族が西条市や市教育委員会、私立学校を管轄する県私学文書課、愛媛県、消費者庁安全調査委員会に、調査委員会の設立を求めたが拒否される。 2014/5/8 遺族らは原因を究明するため、「□□□□くんの悲劇を起こさないための学校安全管理と再発防止を考える会」を発足させる。 詳しい原因のほか、幼稚園を運営する学校法人の対応なども検証する。事故が起きた川の現地調査などを実施。 幼稚園側は調査委員会の調査に一切応じないため、情報開示請求などで得た書類等を使って検証。 保護者有志からのアンケート調査及びヒアリング。	計3名。氏名公開。 委員長:大学教授 委員: 大学教授 弁護士	2015/8/20 126 頁 資料一覧 7 頁 本件事件発生前の当該幼稚園の「お泊り保育」の準備は不適切かつ不十分であったと結論。 1.「園児(幼児)の成長段階に応じつつ、安全に配慮したカリキュラム編成や行事計画づくりを行うという点において、問題意識に甘さ 2. その時々々の園児の状態や成長段階に関する理解に甘さ 3. カリキュラム編成や行事計画づくりあるいはその実施段階において、予定されていたことが子どもの状態に合わないなどの課題が見えたとしても、修正作業が適切に行うことができなかった。背景には「園内での教職員間のコミュニケーションのあり方」に問題 4. 幼稚園としての方針や考え、把握した状況等を保護者に対して適切に説明することができていない 5.保護者に園行事の実施等への協力を常に求めながら、園の諸活動に協力的な保護者

				愛媛県庁私学文書課及び西条市役所へのヒアリング。 約1年3ヶ月で、計14回の会議。		からの意見や要望等にすら耳を傾ける姿勢が弱かった 「□□□□くんの悲劇を起こさないための学校安全管理と再発防止を考える会」 http://shinnosuke0720.net/1080/ で全文公開
53	2012/7/30	プール水死 E20120730 X	京都府京都市の市立養徳小学校の夏休みプール学習中に女子児童(小1・6)が溺れ心肺停止状態になり、病院に救急搬送される。 7/31 死亡。	2013/7/27 市教委が、「京都市立養徳小学校プール事故第三者調査委員会」を設置。 ①事故の直接的な原因、当日の経過、発生状況について、②事故後の救護措置について、③事故に対する学校及び教委の対応について、④事故の再発防止について、調査する。 2013/8/19 関係者の聞き取りや児童約30人の協力を得て、小学校にて事故再現検証を実施。 委員会の任期が突然1年に変更される。	委員7名。氏名公開。 委員長:弁護士 副委員長:弁護士 ・大学准教授 ・医師 ・NPO 法人日本プール安全管理振興協会理事長 ・大学大学院学校教育研究科准教授 ・こどもクリニック院長(医師) ※事務局:京都市教育委員会総務課	2014/7/24 315頁 資料14頁 報告書は、再現検証や教員の証言などから事故の状況を分析。教員が目を離した1分弱の間に、女子児童は深さ 93~95センチのプール中央部を1人で歩いて移動し、その際、顔に水がかかるなど偶発的事態が起こり、水を吸い込んだとした。「プールの監視態勢は、市教委の内規に定める定点、巡回監視など教員の役割分担が不明確だった」とした。教員の救護措置は「救命の可能性は十分にあった。場当たりの対応に終始し、心臓マッサージのタイミングも失した」としている。京都市教育委員会のウェブサイトで、報告書を公開。 http://www.city.kyoto.lg.jp/kyoiku/page/0000185493.html 2015/1/ 遺族の調査で、報告書を作成した第三者調査委員会と事務局を務めた京都市教委が、解散と同時に、1年かけて収集した全ての資料を全て廃棄していたことが判明。
54	2012/7/30	プール水死 E20120730 Y	京都府京都市の市立養徳小学校の夏休みプール学習中に女子児童(小1・6)が溺れ心肺停止状態になり、病院に救急搬送される。	2014/8/14 両親が自分たちで、事故調査再検討チームを設置 事故後に入手した様々の資料やデータを突き合わせ、第三者委員会の報告書を参照しながら検証。	両親の友人や研究者の協力を得る。	

			7/31 死亡。	2015/8/22 京都市立養徳小学校プールにおいて自主検証を実施。69名の児童の協力を得て、事故当日と同じ水深、大型フロート等のビート板も用いて環境を再現。当該女子児童に近い体格の児童と当日のプール担当であった三教諭、各学年の平均体格児童らの基本運動測定と、自由遊泳の再現測定を行い、細かい時間と動きを記録。それらの数字と記録データをコンピューターソフトで分析。「京都市立養徳小学校プール事故□□の家族とともに歩む会」 http://hanabana.jimdo.com/		
55	2012/7/31	自殺 J20120731	新潟県上越市の県立高田高等学校の男子生徒(高3・17)が自殺。「何を言っても信じてもらえなかった」「人の気持ちや考えを聞こうとしない」などと書いた遺書を残していた。7月下旬、男子生徒は他の部員の部活動への取り組み方についてインターネットの交流サイトで批判。 7/26 男子生徒は自らの意志で全部員の前で謝り、責任の取り方を宣言。 7/31 顧問に呼び出されて2度目の指導。帰宅	2013/9/24 県教委は県教委所管の第三者調査委員会の設置要綱を説明。 遺族側は公平な調査のために知事部局に置くべきと求め、調査の方法や内容、委員の半数を遺族側が推薦することなどを盛り込んだ修正案を提出。 2014/1/21 学校と県教委が、「平成24年7月新潟県立高等学校生徒の自殺事案に関する第三者調査委員会」を設置。 平成24年7月新潟県立高等学校生徒の自殺事案に関する第三者調査委員会設置要綱 http://www.pref.niigata.lg.jp/HTML_Article/3/659/youkou,0.pdf 事務局を新潟県教育庁総務課に置	委員7名。氏名公開。 委員長:弁護士 副委員長:弁護士(遺族推薦) ・大学人間生活学部子ども学科講師 ・大学医学医療系教授 ・教育大学副学長 ・大学教育学部教育学講座教授 ・大学教育学部人文社会・教育科学系准教授 ※事務局は県教育庁総務課に置く。 ※要綱で、委員が中立かつ公平な調査を行うことができないと疑うに足る相当な理由があるときは、県教委や遺族が当該	現在、進行中。 1年をめどに報告書をまとめる方針。 新潟県のウェブサイトで、設置要綱、委員名簿、委員会開催日時を公開。 http://www.pref.niigata.lg.jp/kyoikusomu/1356782190163.html

			後、夕食を取らずに自室に閉じこもり深夜に自殺。 遺族の情報公開で、学校が県教委に「トラブルによる自責の念で自殺した」と報告したことが判明。	く。 学校がまとめた調査報告書を検証。自殺後の対応の調査・検証並びに今後の再発防止を図ることを目的。 遺族や学校関係者などから、聞き取り調査を行う。	委員を解嘱することができるとした。	
56	2012/8/6	就労死亡事故 E20120806	栃木県足利市の市立西中学校の男子生徒(中3・14)が、群馬県桐生市の中学校体育館の耐震改修工事現場でアルバイト就労中に、崩落した壁の下敷きになり、翌日死亡。 中学校及び市教委は、「職場体験」中の死亡事故と報告書に記載。 事故直後、雇用した会社への取材に基づく報道で、過去に約 20 人の中学生就労があったと報道される。	2012/9/24 市議会が第三者調査委員会の設置を求める決議採択。 2012/12/20 「足利市立中学校生徒の就労に係る死亡事故に関する第三者調査委員会」設置条例施行。 2013/3/15 就労の原因、経緯等を明らかにするとともに、生徒の就労について再発防止に関する提言を行うための委員会を設置。 生徒や教職員ら延べ 101 人から聞き取る。	委員5名。氏名公開。 委員長: 大学教授 副委員長: 社会保険労務士 委員: ・心理カウンセラー ・教育研究所代表 ・弁護士 専門調査員3名。氏名公開。 ・弁護士2名 ・大学専任講師 ※市外のメンバー	2014/6/30 報告書を提出。146 頁。 学校、市教委の対応について「違法な就労にあたるという認識がないまま放置、黙認していた」と批判。中学生の就労は 2004 年から 17 人が確認されたとし、学校から事業所に依頼したケースが 2 件あったことも明らかにした。 足利市のウェブサイトで議事録公開 http://www.city.ashikaga.tochigi.jp/site/sanshai/daisansha-proceedings.html 足利市のウェブサイトで報告書公開 http://www.city.ashikaga.tochigi.jp/page/daisansha-report.html
57	2012/9/2	自殺 J20120902 X	兵庫県川西市の県立高校の男子生徒(高2・17)が、自宅で自殺。 男子生徒は複数の生徒から、教室の椅子に蛾を置かれたり、「ムシ」や「菌」と呼ばれたり、勝手に椅子や机を移動されたりしていた。	2012/9/24 遺族が、川西市子ども的人権オンブズパーソンに調査を依頼。 オンブズの調査権には制約があり、高校側が拒んだため、生徒への聞き取りはできなかった。 学校のアンケート、関係生徒からの聞き取り書面、遺族と学校関係者との会話テープ、関係教職員か	氏名公開。 オンブズパーソン	2013/3/28 70 頁。 調査報告書を、遺族、高校、兵庫県教委に提出。 男子生徒が「学級内で孤立状態にあり、周囲の生徒や教員から支えがない中で一方的ないじめを受け続けた」とし、「自殺の原因となった可能性は極めて高い」と結論。

			生徒の自殺後、校長は遺族に対して「亡くなったことを学年集会で説明する際には、自殺ではなく不慮の事故だったこととできないか」と打診していた。	らの聞き取り、その他の大人からの聞き取り、遺族からの聞き取り。 26回の協議。		
58	2012/9/2	自殺 J20120902 Y	兵庫県川西市の県立高校の男子生徒(高2・17)が、自宅で自殺。男子生徒は複数の生徒から、教室の椅子に蛾を置かれたり、「ムシ」や「菌」と呼ばれたり、勝手に椅子や机を移動されたりしていた。	2012/11/1 県教委が、川西市内の県立高等学校における「いじめに関する調査及び再発防止に係る委員会」を設置。 いじめの実態、いじめの背景及びいじめと自殺の関連について調査を行い、同様の事案の再発防止・予防に関する取組等について検討を行う。 学校が行ったアンケートや関係生徒からの聞き取り書面、県教委や他高校の関係教職員からの聞き取り、遺族からの聞き取り。 加害生徒3人を含む関係生徒9人からの聞き取り。 会議 21回	委員4名。氏名公開。 委員長: ・県臨床心理士会会長(大学健康科学部心理学教授) 委員: ・県立大学環境人間学部教授 ・大阪弁護士会 弁護士 ・「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」委員	2013/5/2 報告書を県教委や同校校長に提出。 男子生徒が同級生3人から「虫」とあだ名を付けられたり、虫の死骸を椅子に置かれたりするいじめがあったと認定。いじめが無力感を生み、孤立感を強めたとしたが、遺書など生徒本人の記述が残されていないなどとして「(いじめと自殺を)一直線に結びつける明らかな事実は見いだせなかった」と因果関係を否定。学校側は同級生3人について問題がある生徒とは認識していなかったとし、事前に「いじめを疑うべきだったとは断定できない」とした。また、問題発覚後の保護者会などで、自殺について「不慮の事故」と説明していたことにも、遺族への配慮が不足していたとしながら、「隠蔽の意図はなかった」と結論。 2013/5/ 両親が調査報告書に 10 数力所の事実の誤りがあるとして、学校へ修正を申し入れていたことが判明。
59	2012/9/5	自殺 J20120905	北海道札幌市白石区の市立柏丘中学校の男子生徒(中1・12)が自殺。「いじめられていて死にたい」「死んだらどうなるか知りたい」などと記されたメモ1枚があった。	2012/9/ 市教委に調査検討委員会を設置。 委員会の任務を①本件自殺に至るまでの経過・背景、②本件自殺に係る対応と課題、③今後の自殺対策の方向性、④その他、委員会が	委員5名。氏名公開。 委員長:大学院教授 委員: ・弁護士 ・こども心療内科医院理事長 ・教育委員会学校教育部指導担当部長	2012/12/14 59頁 ・これまで収集・分析した中には「誰か」にいじめられていた、という情報はなかった。 A君は、「誰か」ではなく、委員会活動や部活動と勉強の両立等、いくつかの「何か」という要因が複合的に重なり合ったことに心理的負担を感じ、その結果、現実が理想に届かない

			いじめの内容や相手に関する記述はなかったという。 5/31 実施した校内アンケートでは1年生 10 人から「いじめがある」との回答があったが、男子生徒に関する記述はなかった。	必要と判断する事項、とする。 9回の会議。	・当該中学校校長 事務局長：市教育委員会学校教育 教育部指導担当課長 事務局：市教育委員会学校教育 教育部指導担当課・教育推進課・ 生涯学習総務課 ※委員5名の内3名は2011年8 月の「生徒の自殺防止に関する 検討委員会の委員。	という思春期特有の不全感が、大きな苦悩として心にのしかかり、彼を取り巻くこうした構造的な「状況」が、これ以上「もう無理だ。」、自分は「いじめられている状況だ。」と感じさせたのではないかとした。
60	2012/9/26	自殺 J20120926	東京都品川区の小中一貫校・区立中学校の男子生徒(中1・12)が自宅で自殺。 机の上に「さよなら」と書かれたメモがあった。	2012/9/27 生徒自殺の翌日未明に、区は教育長、教育次長、当該校校長からなる「緊急いじめ等の調査対策委員会」を立ち上げる。(1～6回会議) 2012/10/1 7回会議から、外部の委員2名を追加。 2012/10/9 委員を全て入れ替え、外部委員6名に変更し、「調査対策委員会」とする。 当該校における「いじめの実態」「いじめを発見することができなかった原因」「いじめを防ぐことができなかった原因」等を究明。 2012/10/11 新委員による第1回調査対策委員会開始。 計5回会議の会議で、報告書をまとめる。	区は当初、校長ら学校関係者と区教委で調査委員会を構成していた。 その後、メンバーをすべて入れ替える。 委員6名。氏名非公開。 ・遺族1人、 ・学識経験者4人、 ・都教委1人 (学識経験者のうち1人は遺族が推薦)	2012/11/5 報告書 46 頁。資料 133 頁。 調査対策委員会が報告書を区議会に提出。「当該校の7年生において、4月からAに対するいじめが始まっていた。」「Aをいじめる状況は学級を中核にして広範囲に広がり、長く続いていた」と認定。いじめと自殺との因果関係について、「密接な関係があった」「自殺の誘因」と判断。学校・教委の責任について、組織的な機能を果たしていない、教職員の人権感覚のなさ、教職員の優越意識を起因とする油断と指摘。行政指導が十分になされていなかったとした。教委、学校の「責任は重い」と結論。
61	2012/10/29	自殺 J20121029	広島県東広島市の市立中学校の男子生徒(中2・14)が自殺。	2012/11/27 「生徒の死亡にかかる調査委員会設置要綱」に基づいて、市教委が第三者委員会を設	委員6名。氏名公開。 法学、教育学、社会学又は臨床心理学について学識経験を有	2013/9/4 報告書を提出。 30 頁 教師たちが、カボチャを置いたことを否定した男子生徒に対し、「ウソをついた」と一方

			<p>計4人の教諭から指導を受け、所属する野球部の練習への参加を禁じられた。下校後、帰宅せず、学校近くの公園で自殺。</p>	<p>置。 ①死亡に至った経緯及び背景を明らかにする、②再発防止に向けた提言をすることを目的。 同校の生徒や保護者を対象にした初めてのアンケートを実施。 アンケートは男子生徒の友人や保護者、教諭を対象に記述式。男子生徒の当日の行動などを尋ね、何が起こったのかを確認する。 設問用紙に「非公開とする」と明示されていたことが後に判明。</p> <p>9回の会議を実施。 アンケート ・教職員 14名(26名中) ・生徒 73名(108名中) ・保護者 159名(276名中) 聴取 ・教員 9名(小学校教員含む) ・生徒 11名(野球部9名, 他2名) ・保護者 3名</p>	<p>する者、医師、元警察官の外部有識者で構成。 委員長: 大学大学院社会科学 研究科教授(刑事政策)</p>	<p>的に指導、「学校生活がきちんとできないなら、部活をする資格はない」と言ったなどとして、指導には正当な理由があったとしたが、「生徒の納得を得られる指導になっておらず、心情に寄り添ったフォローアップ体制も不十分」と指摘。「自殺の決定的要因の特定は困難だが、一連の指導が関連性を有することは明らか」と結論。一方、「自殺の予見性は困難」とした。 遺族のサイトで報告書を公開 http://shidoushi.com/modules/d3downloads/index.php?cid=1</p> <p>2013/9/2 遺族が、独立性・公平性・中立性が担保できる第三者委員会を市長部局に設置し再調査することを求める陳情を市議会に提出。原因解明のために実施したアンケートを保護者が開示請求するが、市教委はアンケートの実施主体が外部有識者の調査委員会、元委員長が保管しているため「公文書ではない」との理由で、「不存在」と回答。開示請求を拒否。その後、両親の抗議を受けて、市教委で保管することを協議。</p>
62	2012/12/15	自殺未遂 M20121215	<p>和歌山県田辺市の市立高雄中学校の男子生徒(中1・13)が自宅で自殺を図り、寝たきり状態。 男子生徒は7月ごろから家族に、部活動で服を脱がされたり弁当箱や水筒、眼鏡ケースを壊されたりと、いじめを受けていることをたびたびもら</p>	<p>2013/3/ 市が、自殺未遂した生徒の両親の要望を受け、第三者調査委員会を市長部局に設置。 15回の会議。 関係者から聞き取り。53名の生徒から聞き取り。</p>	<p>委員5名。氏名公開。 県外在住。 委員長: 弁護士 委員: ・教育大学大学院学校教育研究科准教授 ・弁護士 ・大学大学院教育学研究科教授 ・臨床心理士</p>	<p>2014/1/19 59頁 いじめとして、「あだな名で呼ばれたこと。クラブ内でのふざけやからかい(ズボンの下げ合い、ボールをぶつけられるなど)があった。」と認定。一方で、「いじめが直接かつ単独で自殺の原因となったとは考えられない。」「いじめを含む人間関係や学習面の問題など、さまざまな因子が複合的に結びつきながら内面に蓄積、孤立感や無価値感などにより精神的に厳しい状況に追い詰められた。」とした。</p>

			していたという。		調査員6名を選任。	
63	2012/12/20	給食 アレルギー 死 E20121220	東京都調布市の市立富士見台小学校で、給食のチヂミを食べたあと、女子児童(小5)が食物アレルギーによるアナフィラキシーショックの疑いで死亡。	2013/1/10 市教委が、「調布市立学校児童死亡事故検証委員会」を設置。 事故発生の詳しい経緯や事故原因の特定などについて検証。 検証結果を踏まえて再発防止策を立てる。 9回の会議	委員9名。氏名公開。 会長:市教育委員会教育部長 副会長:市教育委員会教育部指導室長 委員: ・弁護士 ・医師 ・PTA連合会長 ・市立小学校長会長 ・市立中学校長会長 ・市教育委員会教育部教育総務課長 ・市教育委員会教育部学務課長	2013/3/12 報告書の提出。42頁 直接的な原因として、除去食の提供(おかわりを含む)方法と緊急時の対応の2つに大きな問題があったと判断。緊急時の対応では、担任がエピペンを打たずに初期対応を誤ったこと、養護教諭が食物アレルギーによるアナフィラキシーであることを考えずに、エピペンを打たずに初期対応を誤ったこと。この内一つでも実施されていたら、女の子の命を守れたのではないかと考えた。調布市のウェブサイトで報告書を公開。 http://www.city.chofu.tokyo.jp/www/contents/1363069358235/
64	2012/12/23	自殺 J20121223	大阪府大阪市の市立桜宮高校のバスケットボール部キャプテンの男子生徒(高2・17)が自殺。 顧問の体育教師にあてて「顧問の教師から顔を叩かれたなどの体罰を受けてつらい」などと書いた手紙と遺書が残されていた。 男子生徒は自殺する前日にも顧問教師から体罰を受けていた。	2012/12/28 市教委が外部監察チームを設置。 事件が発生するに至った全容説明。 体罰等の根絶を目指した外部通報窓口の設置及び窓口に寄せられた通報に関する事実調査。	弁護士5名。氏名公開。	2013/4/30 38頁 体罰が放置された一因は「調査に消極的態度をとった学校と、学校に厳しく指導しなかった教育委員会にある」と指摘。適切な調査が行われていれば、元顧問による体罰や生徒の自殺を回避得た可能性も否定できないとした。教委指導部は職員の8割が学校現場から異動してきた教員出身者で占められ、体罰情報を扱う際に「仲間意識からなれ合いに陥る危険が潜む」と批判。さらに桜宮高の例も含めて大半の体罰が「生徒、保護者が異を唱えていないために顕在化していない」とし、「根絶されない根本的理由の一つ」と指摘。 大阪市のウェブサイトで公開。 http://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000217951.html
65	2013/	自殺 J20130000	神奈川県相模原市の市立中学校の男子生徒(中2)が自殺。	2015/2/19 市教委は、いじめ防止対策推進法に基づいて、2014年4月に設けられた調査委員会に諮問	4人 医師や弁護士ら。	

			<p>学校は保護者の希望もあり、在校生に病死と発表。 市教委は全教師に聴き取り調査を実施、同級生にアンケートをとったが、いじめの有無は確認できなかった。 いじめの疑いが晴れないことから、遺族が再調査を要望。</p>	<p>することを決定。 2015/3/ 市教委は、同級生の卒業前に、同学年の生徒に自殺だったことを明らかにしたうえで、アンケートを実施する。</p>		
66	2013/1/15	部活 体罰 B20130115	<p>京都府京丹後市の府立網野高等学校のレスリング部保護者から「顧問教諭による部員への体罰がある」と訴えがある。</p>	<p>2013/2/1 教育委員会内に、体罰問題特別調査チームを設置。 ・体罰実態の把握 ・体罰を生んだ背景・原因の究明 ・再発防止への提言</p> <p>生徒、保護者、関係職員延べ 30 人余りに聞き取り。</p>	<p>職員7名 外部有識者3名に調査についての意見を聞く。</p>	<p>2013/3/ 10 頁 調査の結果、体罰の目撃情報12件中、7件を体罰と確認、3 件を体罰に至らず行き過ぎた指導と確認。2 件は体罰や行き過ぎた指導と認定しなかった</p> <p>http://www.kyoto-be.ne.jp/kyoto-be/cms/?action=common_download_main&upload_id=2103</p>
67	2013/2/	やらせ 受験 G20130200	<p>大阪産業大学が、経営学部の定員超過による文部科学省の補助金カットを免れるため、2009年度の同学部の一般入試で、他大学への進学が決まっていた付属高校生徒に複数回受験させ、合格後、入学を辞退させることによって、定員調整していたとの告発があり、メディアで報じられる。</p>	<p>2013/3/19 文科省の要請により、大学が第三者調査委員による「大阪産業大学経営学部入試・受験問題に係わる調査委員会」を設置。</p> <p>約3カ月にわたって関係者の聴取などを行う。</p>	<p>委員5名。氏名公開。 委員長:弁護士 委員: ・元産経新聞社論説委員 ・財団法人福祉公社 理事長 ・学校法人入試広報部 参事 ・学校法人理事 法人室長</p>	<p>2013/6/25 報じられたように①付属高校生が②教諭から依頼され③一般入試を受験し④合格しても入学手続きをしなかった、⑤それらの生徒たちが謝礼金「1 受験 5000 円」を受け取ったことは事実と認定。「09 年度一般入試で不適切な部分があったことは事実で、入試制度の信頼性を根幹から損ないかねない深刻な事態である」と結論。ただし、「2009 年 1 月には補助金削減問題は解消したと認識していた」とのセンター長(当時)の証言や、実際の試験でも作為的に合否判定をしたような形跡も見当たらないことから「不正入試という批判は当たらない」と</p>

						判断。報告書を大学のウェブサイトで公開 http://www.osaka-sandai.ac.jp/cgi-bin/cms/news_list.cgi?page=importancetop
68	2013/3/13	恐喝 不登校 F20130313	青森県弘前市立中学校の男子生徒(中2・14)が校内などで同級生ら10人に3年間で約190万円を取られ登校できなくなった。いじめに関わった生徒は20人に及ぶ。 2014/7/ 被害者が加害生徒10人と保護者を民事提訴。 2013/3/13に生徒からの報告で学校が事態を知ってから、教育委員会に報告するまで2週間かかっていた。 2014/3/14 被害者が提訴してはじめて、保護者たちへの説明会を開催。	2014/ 弘前市は、原因解明などのため弁護士や警察職員ら外部専門家を交えた第三者調査委員会を設置する意向。		
69	2013/3/28	自殺 J20130328	奈良県橿原市で公立中学校の女子生徒(中1・13)が自殺。 残された携帯電話には「みんな呪ってやる」と送信されないままのメールが残されていた。	橿原市立中学校生徒に係る重大事態に関する調査委員会設置条例 http://www.city.kashihara.nara.jp/reiki/reiki_honbun/k406RG00000712.html 市教育長が「いじめと自殺の因果関係は低い」と発言したことに遺族が反発。市長部局下での調査委設置と、委員の半数を遺族推薦に基づいて選ぶことを求めたが、市教委は拒否。 2013/7/18 市教委が、3人の委	旧委員は、臨床心理などが専門の大学教授2人と元市顧問弁護士1人、小学校教諭1人の計4人。 新委員は、団体推薦の4名。 氏名公開。 ・弁護士 ・弁護士 ・大学准教授 ・大学教授	2015/4/23 183頁 いじめを認定。2学期頃には「嫌なことをされ」始め、3学期頃までには「仲間はずし」「嫌なことを言われる」「無視」などが断続的に行われていたと判断。これらは対面での言葉や行為だけでなく、LINE を使う方法でもされており、相当程度のものであったことが認められる。 家族による虐待を否定。 自殺に至った要因について、「学校における友人らとのトラブル、部活動における葛藤、家族などを背景に、精神的疲労が蓄積。孤立

				<p>員と、6月末まで市の顧問弁護士だった人物に委員を委嘱。 6月末まで市の顧問弁護士を務め、7月に調査委の委員に就任した弁護士は、戸籍などを利用し、親族の住所に調査への協力を求める文書を送付していたが判明。 元委員3人が連名で市教委あてに批判文書を送付。「委員会発足前より、訴訟を想定した体制に入っていた」と告発。元顧問弁護士は辞任。 2013/9/17 市教委が元委員3人を解任。 2013/11/18 教委と遺族とで委員を選び直し再発足する。</p> <p>校長、教頭、教諭等学校関係者、生徒、保護者、市教委関係者、県教委関係者、市当局及びその関係者など、105名から聴取。 最終盤になって、学校・教委が当初、「ない」と言い続けていた重要な資料が相当量提出された。</p>	<p>感、無価値観や他者に対する怒りの感情と、自らが置かれている状況、抱えている問題がどのようにしても解決することなく永遠に続くとの思いに囚われ、それから逃れるには死しかないという視野狭窄に陥り、衝動的に自死に至ったと考えられる」とした。 その上で「生徒の性格特性、思春期における発達上の諸問題も寄与している」と判断。 いじめや家族に対する不満や苛立ち、他の生徒からの中傷等が自死の要因になっていると認定したが、自死の直接の原因とまではいえないと判断。</p> <p>市教委の対応について、責務を放棄して、本通知内容にことごとく反する行動を取っていた。遺族の切実な思いを真に受け止めようとせず、また、初動調査が不十分なまま、本件自死の要因が本校ではなく家庭にあると即断していた。 市長に至っては、遺族と対決姿勢を示し、旧調査委員会に、市の顧問弁護士を送り込むことによって、損害賠償請求訴訟対策を講じようとしていたものであり、強く非難されるべきであるとした。</p>
70	2013/4/10	自殺 J20130410	<p>神奈川県湯河原町の町立中学校の男子生徒(中2・13)が自宅で自殺。 学校が同じ学年の生徒190人全員にアンケートを行ったところ、複数の生徒から、かばんを持たされていたり、たたかされていたなど、いじめを思</p>	<p>2013/6/21 「湯河原町いじめに関する調査委員会設置条例施行規則」を交付。 2013/8/10 町教委の付属機関として、「湯河原町いじめに関する調査委員会」を設置。 ①自死といじめとの関連、②自死に至るまでの事実調査の検証、③学校及び教委の事後対応の検証、</p> <p>委員5名。氏名公開。 委員長：県立大学教授(臨床心理士) 副委員長：元県立高等学校長 委員： ・精神科医 ・弁護士 ・NPO法人代表</p>	<p>2014/3/2 調査委員会は「町立湯河原中学校2年生の男子生徒の自死は、いじめの結果によるものと推認でき、いじめと自死の間には関連性が認められる。」と答申。 湯河原町いじめに関する調査委員会からの答申について http://www.town.yugawara.kanagawa.jp/kyoiku</p>

			わせる記述があった。	④今後に向けての取組みの検討、 ⑤学校及び教委が執るべき措置への提言、について検討を行う。 計 10 回の委員会開催。 「調査報告書」、アンケート調査、聴き取り調査の報告書、メモ、その他資料を調査。		/gaxtukoukyouiku/cyousaiinnkai/tousin.html 答申書 http://www.town.yugawara.kanagawa.jp/global-image/units/61835/1-20140307154052.pdf 報告書 http://www.town.yugawara.kanagawa.jp/global-image/units/61836/1-20140307154207.pdf
71	2013/4/11	自殺 J20130411	熊本県山都(やまと)町の県立矢部高校の寮で暮らす女子生徒(高3・17)が、自宅で自殺。 携帯電話に、体育祭に向けたダンスの練習で周囲の言動に悩んでいたことや「つらい学校生活の中で」などの言葉が残されていた。 2013/9/10 学校と県教委は「いじめはあったが、自殺はいじめだけが要因と確定できない」と結論。	2013/12/26 「熊本県いじめ調査委員会条例」公布。 http://www1.g-reiki.net/kumamoto/act/frame/frame110010340.htm 知事部局内に、第三者調査委員会を常設する。県立・私立学校対象。市町村立学校は対象外。 学校が行った調査の妥当性を検証する。	委員5名。氏名公開。 委員長:大学教授(社会学)、 ・弁護士 ・社会福祉士 ・臨床心理士・大学教授 ・精神科医	2015/1/15 調査委員会は、①「全然踊れていない」とみんなの前で言われた、②「顔がキモイ、動きが鈍い」といった言葉を投げかけられた、③泣き出すと「お前が踊れんところが悪かるがー」と言われた、④踊れない姿を携帯電話の動画で撮影され、「マジうける」と笑われたなど9項目をいじめと認定。そのうえで、「自尊心が低下し、強い孤立・孤独感、つらい状況への絶望的な気持ちなどが重なり、死の選択につながった」「いじめが要因の一つになった」との報告書をまとめた。 また、高校側の調査はいじめを認めながら、自殺との因果関係は明確にしておらず、第三者委は「調査や分析が不十分」と批判した。 報告書概要 http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_9827.html?ty pe=top
72	2013/5/7 (5/8 死亡)	自殺 J20130517	広島県廿日市(はつかいち)市の市立中学校の女子生徒(中3・14)が、自宅で自殺を図る。 5/8 死亡。 遺書には自殺の原因について書かれていた。 女子生徒は、複数の生	2013/5/24 市教委が遺族からの強い要望で、「生徒の死亡に係る調査委員会」設置。 ①本件発生の経過と背景等について分析すること、②本件発生に関わる当該校及び市教委の課題を明らかにすること、③再発防止に向けた提言を行うこと。	委員7名 委員長:教育長。氏名公開。 副委員長:大学名誉教授 教育社会心理学 ・市公立中学校校長会会長・同中学校校長 ・大学教授(臨床心理学) ・看護大学教授(精神看護学)	2013/11/16 36頁 女子生徒の友人への聞き取りなどを実施した結果、「悪口を言われたり、仲間はずれにされており、いじめの可能性は否定できない」とした。 一方、「いじめが自死に至る精神的苦痛を招いた大きな誘因であることは間違いないが、自死の原因のすべてをいじめに求めること

			徒とトラブルになっていることを教師に相談していた。	計 11 回開催。 女子生徒が部活動顧問宛にあてた手紙を遺族は市教委に提供していたが、市教委事務局は調査委員会に渡していなかったことが、遺族の指摘で判明。	・大学教授（教育心理学） ・いのちの電話理事・心理教育相談室室長（臨床心理学）	はできない。」とした。
73	2013/5/17	自殺 J20130517	長野県諏訪郡富士見町の富士見中学校の男子生徒(中3・14)が自殺。身につけていた携帯型音楽プレイヤーに、「嫌だった人」として複数の個人名をあげ、陰口叩かねーで正面で言えよ」などのメモを残していた。また、以前に生徒のラケットが折られたり、靴がなくなったこともあったという。	2013/6/ 両親が「他の生徒との間にいじめを疑う要素があった」として町教委に真相を明らかにするよう求めため、町教委が調査委員会を設置。 http://www1.g-reiki.net/town-fujimi/reiki_honbun/e741RG0000760.html 全校生徒を対象にアンケートを行う、学校関係者や遺族から話を聞くなど、調査。	委員7名。 調査委員長：弁護士。氏名公開。 副委員長：弁護士 副委員長：児童相談所児童虐待アドバイザー 委員： ・弁護士 ・児童精神科医 ・精神科医 ・臨床心理士 ・富士見町教育長	2013/12/27 報告書 41 頁 男子生徒が5月の大型連休明けの数日間、学校のベランダで友人グループに計10回程度ほおをたたかれたとして、いじめに当たると認定。一方、中学1年頃から友人らに何度も「死にたい」と漏らしていたことや、3年になって間もなく、いじめとは別に、自殺の「大きな引き金」になった可能性がある出来事が別の生徒との間で起きたと説明。5月の大型連休明けのテスト結果が悪かったことも「引き金の一つになった可能性が少なくない」と位置付けた。いじめについては、こうした他の要因と合わせ「引き金になった可能性を否定することはできない」とするにとどめている。 自殺は「生徒の自己肯定感の減退などが大きな要因」とした。 教育委員会便り第98号に、提言の抜粋・要約を掲載。 http://www.town.fujimi.lg.jp/uploaded/attachment/10151.pdf
74	2013/7/7	自殺 J20130707	長崎県長崎市の市立小学校の女子児童(小6)が自殺を図る。(のちに死亡) 修学旅行の班決めの際、仲間外しにされていた。	2013/9/17 教委が「長崎市学校問題外部調査委員会」を設置。 ①当該事案に係る教委が実施した調査の検証に関すること、 ②委員会の調査結果に基づく対応策の検討、提言に関すること、 ③当該事案について委員会が必	委員5名。氏名公開。 内1名を遺族の要望で入れる 委員長：大学教育学部教授 副委員長：大学教授（臨床心理士） 委員： ・弁護士	2015/2/2 報告書 130 頁 ①5年生時の上靴隠し、②修学旅行の班決めの際の仲間はずし、③具体的なあだ名でのからかい、の3つをいじめと認定。 ただし、自殺との直接的な因果関係は認めない。一方、「ひとつひとつのできごとは、直接的には自死との因果関係は有さなかったとし

				<p>要と認める事項に関することを目的とする。</p> <p>17回の会議と、29回の作業部会を開催。</p> <p>2014/12/ 提出予定だった報告書に対し、遺族が8項目の事実関係について再考察を求める意見書を提出したことから、再度の聞き取り調査を行い、2項目について修正。ただし、報告書の結論には影響は及ばないとした。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大学医学部教授（児童精神科医） ・NPO 法人理事(教育評論家) 	<p>ても、5年時からの友人関係の悩み、上靴を隠されたことによる精神的苦痛、当該課外クラブでの対人関係や部長としての悩み、6年時の班決めの際の仲間はずれによる精神的苦痛、学級の女子から謝罪されたこと及び当該課外クラブ退部等という事実が当該児童の心に影響を及ぼしたと思われる。」「これらのいじめを含めた精神的苦痛の積み重ねが、当該児童を追い詰めた可能性が高い。」「法的意味での直接の因果関係の認定は困難であるが、上記の事実等が当該児童の自死との関連を有するものと考える。」と結論。</p>
75	2013/7/10	自殺 J20130710	<p>愛知県名古屋市立明豊中学校の男子生徒(中2・13)が、「いろいろな人から死ねと言われた」とノートに書いて、自殺。</p> <p>メディア取材で、クラスメートに「死ね」と言われた同生徒が「死んでやる」と返すと、担任教諭が「死ぬ勇気もないのにそんなことは言うな」と言ったという話が出る。</p>	<p>2013/7/29 名古屋市が、「名古屋市立中学校生徒の転落死に係る検証委員会」を設置。</p> <p>転落死についての検証及び再発防止の検討。</p> <p>生徒 54 名、スクールカウンセラーを含む教職員 33 名、教委6名、警察や遺族から話を聞く。アンケートや学校現場の視察を実施。</p> <p>計 20 回の会議。</p> <p>検証委員会の庶務は、教育委員会事務局総務部総務課に置かれる。</p>	<p>委員6名。氏名公開。</p> <p>委員長:福祉大学 心理臨床科教授</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1994年のいじめ自殺遺族 ・元教諭(校長経験者) ・大学院教教授 ・大学心理学部教授 ・弁護士 <p>専門調査員 4名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士 3名/ ・大学子ども学部准教授(8/22から) 	<p>2014/3/27 報告書 60 頁 資料 16 頁</p> <p>自死の要因は、「提出物忘れ」と「いじめ」と認定。</p> <p>Bの「今日、Aが自殺するんだって」という趣旨の発言の後の担任発言については、かなり多くの生徒が聞いており、事実と認定。ただし、聞いた生徒はいずれも「そんなことを言うてはいけない」という制止の意味と受け止めていたとした。一方、担任は一貫して、3人のやり取りを聞いていないし、Bの発言も聞いていない、それを前提に自分が何らかの発言をしたことも一切ないと述べる。</p> <p>名古屋市のウェブサイトで報告書や概要を公開。</p> <p>http://www.city.nagoya.jp/kyoiku/page/0000058391.html</p> <p>報告書</p> <p>http://www.city.nagoya.jp/kyoiku/cmsfiles/content/0000058/58391/houkokusyo.pdf</p>
76	2013/7/25-	職員の	長野県上田市第二学校	2013/10/25 市教委は、事実関	市外部の委員3名。氏名公開。	2013/11/26 報告書。 18 頁

26	写真投稿 G20130726	給食センターの調理室内で、職員が 7/25、26 の両日、勤務時間中に私物のスマートフォンで、調理した酢豚や受水槽の清掃の様子などの写真を撮影し、フェイスブックに投稿。 匿名の人物が、上田市宛にメールで告発して発覚。	係の検証を行うとともに再発防止を図ることを目的として、「学校給食業務に関する第三者調査委員会」を設置。 3回の会議。	委員長:弁護士 委員長職務代理: ・情報サービス振興協会(学識経験者・情報) ・保健福祉事務所(学識経験者・衛生管理)	携帯電話を持ち込むことについて、食中毒等を引き起こす細菌や汚れ等が付着していることも考えられ、そもそも衛生管理マニュアル上私物の持ち込みが禁止されているにもかかわらず私物を持ち込んでおり、細菌等の混入のおそれがあった。調理した給食の中に携帯電話を落としたり、何らかの原因で携帯電話が壊れ、布製品や破片などが飛び散ることによって遺物として混入する危険性があったと、指摘。結果として衛生上の事故は起きなかったが、また、職場の写真を不用意にインターネット上に掲載することによって、一般の市民に不安や不信感を起こさせることになったとした。 上田市のウェブサイトで公開 http://www.city.ueda.nagano.jp/files/sys/20131226144507233.pdf
77	2013/8/17 自殺 J20130817	熊本県熊本市の県立高校の寮で暮らす女子生徒(高1・15)が、夏休みに帰省中、自宅で自殺。 私物を隠されたり、ラインで体に危害を加えることをほのめかされたりした。 2014/9/ 学校が校内に設置した調査委員会はラインへの書き込みなど4件の行為をいじめと認定する中間報告。 警察がライン上で生徒を脅迫する書き込みをした疑いで同級生1人を書類	2015/2/ 県教委は、臨床心理士や弁護士ら外部の専門家を交えた調査委員会を設置。いじめと自殺との因果関係などを調べる。		

			送検。			
78	2011/4/- 2013/9/	いじめ 不登校 F20130900	広島県尾道市の市立中学校の男子生徒が、入学直後から数人の生徒に差別的な言葉や暴力、「死ね」などの暴言を受け、3年生の2学期から不登校になったほか、ストレス性の疾患を発症するなどした。 (2014/3/ 卒業)	2014/3/17 男子生徒の要望を受け、市教委は、いじめ防止対策推進法*2 に基づく調査委員会を設置し事実関係を調べる。 2014/5/7 男子生徒側が、要綱や人選決定までの経緯が情報提供されず、「中立性が担保されておらず不当」として、委員に対する謝金などの支出差し止めを求める住民監査請求を提出。 2014/7/1 監査委員は「市教委は県教委や文部科学省に確認しながら第三者委を設置した」とし、違法性はないと判断。	弁護士や大学教員ら4名。	
79	2013/9/11	体育 事故 E20130911	兵庫県神戸市の学校法人須磨学園の中学校体育の授業(体育祭の組体操の練習)中、遅刻したり忘れ物をした生徒がいたため、男子生徒(中1~3)計 181 名のうち、欠席者及び見学者を除く授業参加者 170 名に裸足でテニスコートを5~8周ランニングさせた結果、生徒ら 68 人に足の裏にけが(水疱や皮膚の一部がめくれる等)をした。	2013/9/18 須磨学園の決定に基づき、第三者調査委員会を設置。本件事故の事実関係の調査と原因分析を行い、事故の再発を防止する。体罰かどうか、指導に問題はなかったかの判断を仰ぐ。 3回の会議。 全男子生徒へのアンケート結果の検討、体育教師と理事長に対する事情聴取、事故発生時に出席していた男子生徒3名への聞き取り、中学校保護者へのアンケート結果の検討。 「第三者委員会の設置について」 http://www5.suma.ac.jp/130911/third-party.pdf	委員5名。氏名公開。 委員長: 県体育協会 専務理事 事務局長: 弁護士 委員: ・社会教育専門推進員(元県教育委員会主事) ・医師・在校生保護者 ・流通科学大学顧問(警察OB)	2013/12/24 62 頁 遅刻や忘れ物に対する指導としてランニングをさせた点について、懲戒権の範囲内の行為であり、体罰に該当するものと判断される行為とはいえないが、その方法としては適当ではなかったと判断。連帯責任の適否については判断を控えたが、学校においてその方法を再度検討する必要があるとした。 更衣・移動が、その距離や大人数が同時に移動することによる混雑、前の授業の終了時間の遅れ等により、時間的、物理的に困難であった可能性が存すると指摘。 教員間や学校組織内での情報共有が不足しており、報告体制にも不備があったとした。 学校法人のウェブサイトにて公開。 http://www.suma.ac.jp/130911/comment_130918.html

						報告書 http://www5.suma.ac.jp/130911/third-party-report.pdf
80	2013/10/24	自殺 J20131024	<p>日本大学(東京都千代田区)ボート部の埼玉県戸田市の合宿所の個室で、男子部員(大3)が自殺。</p> <p>男子部員は4年生引退後の10/20、副キャプテンに指名されたばかりだった。親族によると、同部員は以前に先輩に羽交い絞めにされて両眉毛をそり落とされたと、部の体質を嘆くこともあったという。</p>	<p>2013/10/29 大学は第三者特別調査委員会を設置。</p> <p>男子部員が死亡した経緯を詳しく調べ、3週間をめぐりに調査結果を取りまとめる。</p> <p>部員らに聞き取り調査。</p>	<p>学外の弁護士 3名 委員長: 弁護士。氏名公開</p>	<p>2013/11/28 報告書1枚</p> <p>聞き取り調査の結果、他の部員がからかったり、ちょっかいを出す「いじり」はあったが、許容される限度を超えて、精神的な負担を与える程度に至ったとみることはできないとした。自殺原因については「全く不明としかいいようがない」とし、「大学に法的責任はない」とした。</p> <p>大学は調査結果を遺族と文部科学省、日本ボート協会に報告。報告書を公表する予定はないという。</p> <p>2013/12/2 日本ボート協会のコンプライアンス委員会は、提出された調査結果が書面1枚のみで事実関係を把握するには不十分なため、報告書もしくは要約版の提出を近く大学に求める。</p>
81	2013/11/14	自殺 J20131114	<p>福岡県内の私立高校の男子生徒(高3・18)が自殺。現場に残された情報端末には、同学年の男子1人を名指しし、「絶対に許さない」という文言が記録されていた。</p> <p>学校は死亡した生徒に暴力を振るうなどした同学年の9人を停学処分したが、「いじめと断定するには至らず自殺の原因は特定できていない」とする。</p>	<p>2014/3/27 学校は、いじめ防止対策推進法*2に基づき、第三者調査委員会を設置。</p> <p>自殺との因果関係を調べる。</p> <p>遺族は、人選について事前協議がなかったことに不満を表明。</p> <p>2014/4/1 遺族側が「公平性に疑問がある」として、推薦する弁護士1人を委員に加えるよう、要望。</p> <p>29回の会合を開き、生徒や教諭から聞き取り調査を実施。</p>	<p>委員3人。のちに4人。(氏名公開)</p> <p>臨床心理士の資格を持つ大学教授や弁護士などで構成。</p> <p>委員長: 弁護士</p> <p>2014/4/1 遺族が推薦する弁護士1人を追加選任。</p>	<p>2015/3/30 報告書を高校に提出。108頁</p> <p>男子生徒が2年生の5月から自殺直前までに、同級生から、体と口をテープでぐるぐる巻きにされた、胸を圧迫して失神させられた、熱した玉じゃくしを口元に押し当てられてやけどをしたなど14件をいじめと認定。生徒は2年生の6月に自殺未遂を起こしており、首にあざを残し、ばんそうこうを貼って登校していた。学校側は悩みを認識しつつも具体的な対応は取らなかったという。</p> <p>自殺直前には毎日のように殴られ、特定の同級生の名前を挙げて「許さない」「新しい自分に生まれ変わります」とメモに残していたことから、「本件『いじめ』と自死との因果関係は</p>

						明白に認められる」と結論。
82	2014/1/7	自殺 J20140107	山形県天童市の市立天童第一中学校の女子生徒(中1・12)が山形新幹線に飛び込み自殺。 自宅にあったノートに「独りだった。中学に入學してからは、陰湿な『イジメ』にあった。何が悪いのかも分からずに、ずっと、陰口を言われていた」「本当ハ『死』にたくなかったのに。ダレカ、タスケテよう」「幸せニシテよう」などの記述があった。 市教委は当初、いじめを把握していないとしていたが、ノートの存在が明らかになり、いじめの有無や実態を調査する第三者委員会を設置することを決めた。	2014/1/17 市教委は、第三者委員会設置要綱を告示。 2/中旬 要綱案を遺族に文書で提示。 2014/9/24 全面改定して再告示。全 15 の条項(従来は全 9 条)で構成。 ・委員数を4人以内から6人以内に変更する ・会議ごとに調査や審議の内容を遺族に報告する ・調査委員が公平で中立な調査を実施できないと遺族が判断した時、市教委に文書で解任を求めることができる ・調査委員会が市教委から独立し、主体的に調査の方針を決定する ・学校の保護者や卒業生を含めた調査範囲の設定 ・調査を補助する調査員の配置 ・最終的な報告書を速やかに市民に公表する などが盛り込まれた。	市教委が4人の委員候補を遺族に提案。市の法律相談員の弁護士も入っていた。 2014/2/18 市教委が各市議に配布した報告書には、第三者委員会に関し「委員確定後も(委員名の)公表は当面差し控える」と明記されていた。 2014/9/ 調査委員会の委員6人の構成を、県内外の弁護士3人と、いじめ問題に詳しい県外の学識経験者3人とする。 遺族側は、「学校事件事故被害者全国弁護団」に推薦を求めるよう要望したが、「中立性に欠ける」として拒否。 弁護士は、県弁護士会と仙台弁護士会、日本弁護士連合会に推薦を依頼。学識経験者は、教育と臨床心理、発達心理の各分野の団体に推薦を依頼。団体が推薦した人物が自動的に選任されることで合意。	2015/10/5 報告書提出。134 頁いじめが主要な原因と認定。 調査委員会は「教師が知らず知らず情報の重要性を選別し、(いじめの)兆候となる情報を組織的に共有する意識に欠けていた。情報の価値、重みを選別せず全ての情報を共有すべきだった」と指摘。
83	2014/1/8	自殺 J20140108	長崎県新上五島町の町立奈良尾中学校の男子生徒(中3・15)が、公営グラウンドで首吊り自殺。 松竹君は2学期から無料通話アプリ「LINE」を使って複数の同級生に自殺意図を伝え、一部の同級生の保護者も知	2014/9/9 町議会で、第三者委員会設置の条例案可決。町の付属機関として第三者委員会を設置して検証する。 ・いじめを含め松竹君に何が起きたかを調査 ・自殺の原因を考察 ・学校・町教委の対応が適切だったかを考察	6名。町は当初、団体と氏名を非公開としていたが、遺族の抗議を受けて公開。 ・弁護士(福岡県弁護士会) ・弁護士(同) ・「学校安全全国ネットワーク」会員 ・日本児童青年精神医学会認定医	

			<p>っていたが、誰も両親や学校に伝えなかった。学校は調査で「いじめは見つからなかった」としたが、複数の同級生が遺族にいじめを証言。その後、町教委はいじめがあったことを認めたが「自殺の原因とは断定できない」という。</p>	<p>・再発防止に関する提言などをする。</p> <p>委員の人選に3カ月要する。 委員は町と遺族側とでそれぞれ3人ずつ推薦して、6人とする。</p>	<p>・福岡県臨床心理士会所属の臨床心理士 ・長崎大学教授(社会心理学)</p>	
84	2014/2/22	自殺 J20140222	<p>兵庫県たつの市の市立中学校の男子生徒(中2)が自殺。「人間じゃせんは一人死ぬときも生きるときも相談？偽善者に何を言えばいいんだ。」などと書いた遺書があった。</p> <p>1/27、男子生徒は同級生の男子に暴行を加えてけがを負わせた。翌日、教諭の提案で同級生の保護者が警察に被害届を出した。</p> <p>教諭の1人はトラブルの後、男子生徒も出席していた学年集会で、13歳以下の「触法少年」と14歳以上の違いを説明。「14歳以上は犯罪になる。鑑別所、刑務所に行く」と指導したという。</p> <p>3/末 同教諭は「理由は</p>	<p>2014/5/29 市教育委員会が第三者による調査委員会を設置。自殺の原因を調べ、再発防止に関する取り組みなども検討する。学校の対応についても検討する。</p> <p>校長、当時の担任ら学校関係者6人や自殺した男子生徒の父親ら計9人に聴き取り調査を実施。</p> <p>生徒らへは、受験などに影響が出たり、不安を抱く懸念などを考慮し、聴取しなかった。</p>	<p>3人 氏名公開 委員長: 県弁護士会の弁護士 委員: 大学副学長 臨床心理士で福祉大学の准教授。</p> <p>遺族に、メンバー選定理由の説明なし。</p>	<p>2015/7/3 21頁 調査委員会が調査結果を発表。</p> <p>1月の生徒間トラブルについては、けんかではなく、「一方的な暴行事件」と認定。警察への被害届の提出を勧めたことについては「けがが重く、事件解明の必要があり、問題なかった」とした。</p> <p>生前の学年集会で教諭が「14歳からは刑事責任能力があり、逮捕、勾留される」などと説諭したことについても不適切ではなかった判断。</p> <p>自殺の理由については、「誰にも相談できず、孤独感を感じていたことは推察できるが、何を相談したいと思っていたかは不明」「裏付ける十分な資料はなく不明」とした。</p> <p>概要版(8頁)のみ記者に配布。</p>

			不明]のまま依願退職。			
85	2014/2/24	自殺 J20140224	<p>広島県三原市の県立総合技術高校の男子生徒(高1・16)が自宅で首つり自殺。</p> <p>男子生徒は野球部に所属していたが、自殺する前日、部活を休んだ後、部室内のロッカーが荒らされたり、休んだ理由をほかの部員から厳しく問い詰められたりしており、「野球部をやめたい」と両親に話していたという。</p>	<p>両親が学校に、生徒が所属していた野球部でいじめがあったのではないかと調査を求めた。</p> <p>学校は大学教授ら専門家を含むチームを校内に設ける。</p> <p>野球部の1・2年の部員に対して、2回に渡り聞き取り調査をしたほか、3年生を除く全校生徒にいじめに関するアンケートを実施。教職員らへのアンケートと聞き取りをもった。</p>	同校教諭や学識者が調査。	<p>2014/3/26</p> <p>学校は、男子生徒の自殺について、部内のいじめが原因の一つとする調査結果を公表。一方で他の部員にいじめの認識はなかったとした。</p> <p>生徒が練習を休みがちなることを他の部員から責められ、いじめと受け止めていた可能性が高いという。</p> <p>男子生徒は入学当初から持病やけがのために野球部の練習を休みがちで、他の1年生部員からインターネット上でメッセージをやりとりする無料通信アプリ「LINE」(ライン)で「休む本当の理由は何か」などと問いただされていたという。また、部員間のLINEのグループから勝手に退会させられたことがあった。練習試合の際、うその集合場所を伝えられたこともあった。学校はこれらのLINE上のやりとりなどをいじめと判断。</p> <p>ただし、どのいじめ行為が自殺を招いたかについては「特定できない」とした。</p>
86	2013/11/ - 2014/3/	いじめ 不登校 F20140300	<p>大阪府大阪市の市立小学校の男子児童が、6年生の11月から卒業までの5か月間不登校になる。</p> <p>保護者側は「継続的にいじめを受けている」と訴えたが、学校は調査の結果、「継続的なものではない」と結論。</p> <p>2014/3/ 保護者が再発防止を求め、第三者委</p>	<p>2014/3/27 市教委が市長に報告し、「市長調査権限条例」(2013/4施行)を初適用し、市長が第三者委員会で調査することを決定。</p> <p>2015/6/16 第三者委員会初会合</p>	委員長: 人間環境大学特任教授・氏名公開	

			員会の設置を要望。			
87	2014/3/17 2014/4/14	女子生徒2 名の自殺 未遂 (重傷) M20140414	埼玉県鶴ヶ島市の市立 西中学校で、 3/17 女子生徒(中2)が校 舎4階トイレの窓から転 落。 4/14 には、別の女子生 徒(中3)が2階トイレから 転落。 いずれも足や腰などを 骨折する重傷。学校側 はいじめなどの事実 は確認していないとい うが、転落した少女は いじめを受けていた事 を親に報告していたとい う。 2014/6/30 はじめて、 教委が3月に飛び降り入 院中の生徒に聞き取り 調査を行う。	2014/5/ いじめ防止対策推進法 *2 に基づき、市教委が「いじめ問 題調査審議会」を設置。 2014/6/30 市教委は弁護士ら2人 を委員に委嘱。いじめとの関連性 などの検証を始めた。 審議会は市教委の調査報告を受け て、 ①調査方法と内容の審査、 ②市教委の対応や調査結果の検 証、いじめ・事故の関連性の調査、 ③実施すべき調査の検討、 ④今後とるべき取り組みの提言 を話し合う。	氏名公開 ・弁護士 ・臨床心理士 ・精神科医 2014/8/18 新たに、県坂戸保健所所長を 委員に任命	2015/3/16 3月の事故(中2女子)は、友達グループ内で トラブルがあり、他のメンバーから「一緒にい られない」などと言われたことで、4階から飛 び降りた生徒が仲間外れにされると苦痛を感じ ていたと判断。「いじめを原因として事故が 生じた」と結論。ただ、他のメンバーの言動は 生徒に対する嫌がらせ目的ではなく、結果と して「いじめ」に当たる行為をしてしまったと し、積極的な加害意思は認められないとし た。 4月の事故(中3女子)は、生徒が救急隊員や 保護者に「身体測定が嫌だった」と述べてい る点などから「いじめの事実は確認できない」 とした。二つの事故の関連性については、原 因が全く違い、2生徒に交流関係も認められ ないとして「関連性はない」と判断。 市教委と学校の対応については、事故後す ぐに全生徒を対象に面談を行ったことなどを 「適切」と評価。一方で、保護者の要望で昨年 7月に3年を対象に行った「いじめに関するア ンケート」は、もっと早い時期に実施すべきで 設問内容も不適切だったとした。
88	2014/5/20	自殺 未遂 M20140520	神奈川県横須賀市の私 立高校の女子生徒(高 1・16)が自殺未遂。 植物状態になる。 5/19 女子生徒は両親 に、5月初旬から仲良く していた同級生4人の態 度が一変し、無視されたり、 にらみつけられたり、	2014/8/ 学校は、大学教授やカウ ンセラーら第三者を含む調査委員 会を設置。		2014/12/ 報告書をまとめる。 報告書で、県警の捜査で刑法に関わる犯罪 行為は確認されず、自殺未遂の直接的原因 が「いじめ行為にあるかは判断できない」とし た。 同委は「入学後1カ月半が経過し、高校生活 になじもうと努力するあまりに抱えたストレス が極限に達し、急激なうつ状態に陥ったので はないか」と推察。

			体当たりされたりして、いじめられている、と訴えていた。生徒は昨年仲の良かった同級生4人から突然無視されたり、した。同日、担任にいじめを初めて相談したが、4人から確認するなどの対応はなかったという。遺書に4人の生徒の名前と「いじめられて悲しい」などと記されていた。			「(4人の)不適切な行為は認められるが、直接的にいじめと認定することは難しい」「生徒は感受性が強く、自殺は衝動的なものだった」との結果を出した。 2015/2/27 両親が同級生4人と学校を相手に提訴。
89	2014/5/26	自殺未遂 J20140526	滋賀県高島市の市立中学校で休み時間、男子生徒(中2)が校舎3階から飛び降り、両足骨折や顔面打撲などの大けがをする。学校の緊急アンケートの結果、同生徒は小学校時代にもいじめを受け、中学校でも足蹴りをされていたり、ものを隠されたりしていたという回答が複数寄せられた。	2014/ 同中の校長と教員のほか、弁護士と臨床心理士も参加した校内組織。 事故後の全校生徒へのアンケートや聞き取りを基にまとめた。「保護者と相談の上、心理的負担を考慮し、男子生徒への聞き取りは行っていない」という。	同中の校長 教員 弁護士 臨床心理士	2014/11/12 報告書 44頁。 「首を絞められた」「文房具を隠されたり壊された」など、クラス内で男子生徒に対し20のいじめ行為があったと報告。「複数の生徒から長期的、継続的に行われたいじめが心身に苦痛を蓄積させ、当日のいじめをきっかけに転落したと考えるのが合理的」とした。教職員がいじめに気づけなかった理由として「(校内で)いじめの相談がない状態が続き、危機意識が低下していた」などと指摘。再発防止策では、いじめ早期発見へ教職員の情報共有を進め、生徒へのアンケートも継続する。
90	2014/5/31	自殺 J20140531	岩手県滝沢市の市立南中学校の男子生徒(中2・13)が自宅近くで首吊り自殺。 2014/7/12 校長や市教委関係者らで組織する調査委員会は中間報告で、亡くなる3週間前	2014/9/26 遺族の要望を受けて、市教委が第三者調査委員会を設置。 いじめの事実関係、自殺の背景の調査、再発防止の提言を行う。 終了までの目安は約4カ月。 2014/10/29 第三者委として当該	委員5名。氏名公開。 委員は県内。団体推薦。 ・県立大学社会福祉学部教授 ・岩手弁護士会理事 ・精神科医で盛岡市医師会理事 ・臨床心理士で岩手大・県立大学名誉教授	2015/3/25 報告書を提出 97頁 ①中1の頃から、女子生徒から悪口やからかい、頭や背中を叩かれたこと、 ②4人の女子生徒から筆箱をひっくりかえされたりしたこと の2つをいじめと認定。 「いじめが直接の原因になったと、とらえることはできないが、いじめと自死との間に、ある

			に筆箱やペンを隠されトイレで泣いていたことや、去年、生徒2人が男子生徒にカッターナイフを向け教員が指導したことについて、「遊びの延長と考えており、今のところ、いじめという認識はない」と説明。 その後、全校生徒に実施したアンケートで、回答者の27%が「いじめを見聞きした」と答え、学校側は遺族に「いじめと疑われても仕方ない」と報告。	校の全生徒を対象に、独自のアンケートを行う予定。 調査内容は、どのような学校にしていきたいかなど将来に関することを例示。いじめの有無なども聞く意向。記名は「生徒の自主性を尊重」。生徒が記入したアンケートの中身は学校側には見せない考え。	・県社会福祉士会副会長 2014/11/26 第6回会議から、報告書作成の補佐役として、県内の弁護士3名が参加。 委員会での記録や報告書作成の補助に当たり、議論には参加しない。	一定の関連性があったものといじめを含めた複合的な要因が自死につながったと結論。 2015/5/月上旬 県教委は全県で教訓を共有しいじめの防止を図る目的で、報告書を各市町村教委へ配布。具体的な取り扱いには各市町村の判断とする。 2015/7/5 岩手県矢巾町の中2男子生徒がいじめを苦に自殺。 矢巾町教委(2015/7/5 いじめ自殺事案発生)は滝沢市第三者委員会の報告書を「黒塗り」が多く、読むのが大変」として学校に配布していなかった。同市以外の県内の小中学校にも配布されていなかった。
91	2014/6/13	傷害 H20140613	京都府京都市の民営認可保育所「春日野園」で体操教室を実施中、園ホール内で遊んでいた5歳児3名を女性職員(用務員)が園庭に投げ出し、うち1名に頭がい骨陥没骨折の重傷を負わせる。 園は3時間以上たってから病院に搬送。当初、男児の保護者に「つまずいて転んだ」と説明していた。 投げつけた用務員は法人理事長・保育園長・園長補佐の親族。	2014/7/1 京都市が、児童福祉法第46条第1項及び社会福祉法第56条第1項に基づく特別監査を実施。 職員に対する聴き取り調査(調査対象者:園長, 保育士, 栄養士等 計27名) 書類検査(施設運営, 児童処遇, 会計経理及び法人運営関係書類) 事案そのもののみならず、事案発生の素地となった可能性がある日々の運営状況も含め、調査する。 ① 事案発生時の状況、② 事案発生後の園の対応、③ 日常の園運	市職員 34名(監査指導課 22名、保育課 12名)	2014/7/23 40頁 ①A用務員による「児童の投げ出し行為」及びその後の不適切な対応 ・児童を投げ出した行為そのもの、怒りにまかせて次々と投げ出したため着地や怪我の瞬間を見ていないこと、児童の異変に対して適切な観察及び対処を怠ったこと ②その後の園の不適切な対応により、発生から当該児の病院搬送までに3時間を要したこと ③保育士資格を有さない者のみで保育をしていたこと ④保護者、京都市への報告における隠匿性 ・投げ出し行為の情報を得た後も、保護者に対して説明しなかったこと ・京都市に対して事案の報告を怠ったこと ⑤A用務員の極めて不適切な勤務状況

				営の3つの視点から事実関係を明らかにし、その原因と課題及び責任の所在を明らかにした上で、再発防止に向け厳正な対処を行っていく。		⑥管理職員及び事務関係職員の隠匿性などを問題点として指摘。法人に向けて、改善勧告を行った。 京都市のウェブサイトで報告書を公開。 http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000170416.html
92	2012/4/ - 2014/7/	不登校 F20140700	大阪府大阪市の市立小学校の男子児童(小5・10)が、2年生時、クラスメートの複数の児童から遊具から突き落とされたり、ランドセルに落書きされるなどのいじめを受け、2013年2月にはいじめが原因の PTSD と診断され、不登校になる。学校は4月のクラス替えで加害行為をしたとされる児童を別のクラスにしたうえで、教室も別のフロアにする措置をとった。	2014/7/ 男子児童の保護者がいじめの再発を懸念し、市長と市教委宛に第三者の設置を要請。市教委はいじめ防止対策推進法の「重大事態」に該当すると判断したが、学校が対応しているなどとして、第三者委員会の設置を先送り。 2015/2/ 市長から第三者委員会設置の指示。設置の方針は決まったが、時期の目途はたっていない。 2月以降は別のいじめ事件への対応に追われていたと釈明。		
93	2014/7/4	自殺 J20140704 X	青森県八戸市の県立八戸北高等学校の女子生徒(高2・17)が医療機関受診後に登校し、昼休みにいなくなった。 7/8 八戸沖で遺体発見。 女子生徒は、「存在自体がうざい」などと中傷されたことを記したと思わ	県教委は、施行されたばかりの「いじめ防止対策審議会条例」(2014/7/7)に基づき、有識者でつくる第三者機関「県いじめ防止対策審議会」を設置。委員の任期は2014/7/30から2016/7/29までの2年間。学校の調査と並行して、いじめの有無や問題の背景、再発防止策を検討する。 審議会が事実関係の調査の最終	委員7名。氏名公開。 会長:大学教授 会長職務代理人:臨床心理士 会会長 委員: ・弁護士 ・県立精神保健福祉センター所長(医師) ・社会福祉士会会長 ・県高等学校PTA連合会会長。	2014/12/23 95頁 第三者機関は、いじめが疑われる21項目中、無視やいやがらせ、LINEで悪口を言っていたことなど7項目をいじめと認定。 一方で、「いずれも顕著な悪質性を認めるには至らず、程度の差はあれ、集団生活の中で不可避免的に生じる人間関係上の衝突の範疇にある行為、あるいはその延長線上にある言動であると」判断。 「死に至った過程や背景」として、「『人間関係

			れる表現をノートに残していた。 今年1月、女子生徒の母親は「(複数の生徒との)人間関係に悩んでいる」と学校に相談していた。	報告を出した後、県教委が知事に報告。知事が専門家の意見や遺族の意向などから再調査が必要と判断した場合、知事付属の「県青少年健全育成審議会いじめ調査部会」において再調査が始まる仕組み。 2014/8/26 会長は摂食障害と死亡の関係を精査すると表明。 2014/11/ 当初予定していた中間報告をとりやめ、最終報告をあげる予定。	2014/8/21 精神科医を新たに臨時委員として委嘱。(3回目から参加)	のトラブル』において、いじめに相当する行為はあったと判断するが、自殺はいじめにより直接的に引き起こされたものではなく、重度の摂食障害と抑うつ、体調不全、友人関係、学業成績、孤立への不安、自尊心や自己評価の著しい低下などの幾重にも重なった複合的因子により惹起された」と結論。 「本事案によるいじめと接触障がい直接的な因果関係は認められなかった」「本生徒の死を『いじめられたから自殺した』と考えるのは、むしろ本生徒の17年間の人生を正当に評価していないと考えられる。本生徒は、もっと多くの困難と必死に闘っていた」とした。
94	2014/7/4	自殺 J20140704 Y	青森県八戸市の県立八戸北高等学校の女子生徒(高2・17)が医療機関受診後に登校し、昼休みにいなくなった。 7/8 八戸沖で遺体発見。 女子生徒は、「存在自体がうざい」などと中傷されたことを記したと思われる表現をノートに残していた。 今年1月、女子生徒の母親は「(複数の生徒との)人間関係に悩んでいる」と学校に相談していた。	2014/8/1 いじめ防止対策推進法に基づき、青森県青少年健全育成審議会が知事付属の第三者機関「県青少年健全育成審議会いじめ調査部会」を設置。 2014/12/28 県知事が、「両親の心情を第一に考え、再調査が適切と考える」として、再調査に着手。 県教委の最終報告書を基に、独自の追加調査を行う。 疑問が残る部分に焦点を当てて審議する。追加調査として、 ・遺族への聴き取り ・県教委対象以外の生徒を含む生徒の聴き取り ・無記名アンケート ・高校入学以前からの親しい友人や関係者の聴き取りを行う。	7名。氏名公開 知事部局が選出 部会長: 弘前大教育学部教授 ・学院大学長補佐で同大ビジネス学部教授(子どもの権利論) ・青森大学社会学部教授(精神保健)で精神保健福祉士 ・弘前大子どものこころの発達研究センター特任准教授で精神科医 ・臨床心理士 ・弁護士 ・県PTA連合会理事	2015/3/3 報告書 60 頁 ・摂食障害の重症化が自殺の主たる要因と判断。 ・高校入学後に、いじめや友人関係のトラブル、学業成績といったストレス要因が発生し、その一方で、居場所や絆といった環境要因が弱体化したことにより、摂食障害が発症し、重症化していったと判断。 「いじめは自殺の直接原因とは言えず、摂食障害の重症化が自殺の主たる要因と考えられるが、高校入学後のいじめなどのストレス要因の発生と、居場所などの環境要因の弱体化により、摂食障害が発症し悪化していったと考えられることから、いじめと自殺の間には、一定の因果関係があったものと推察する」と結論。
95	2014/7/7	自殺	熊本県熊本市の市立中	2014/10/30 保護者の反発を受け		

		未遂 M20140707	学校の男子生徒(中3)が多量の薬を飲んで、自殺未遂。その後、自宅療養。 2014/9/ 学校が設けた調査委員会は、「LINE」でのトラブルなど3件を「いじめ」と認定。ただし「生徒に悪意があった可能性は低く、継続性もない」と結論。1年時のいじめは解決済みとし、調査対象を2年だった昨年9～12月に限定。精神状態を考慮して本人の聞き取りは行っておらず、自殺未遂との「因果関係は不明」と報告。	て、市教委が常設する「いじめ防止等対策委員会」が、いじめの事実や自殺未遂との因果関係を再調査することを決定。		
96	2014/7/26	殺害事件 S20140726 X	長崎県佐世保市の自宅マンションで、公立高校に通う少女(高1)が同級生の女子生徒を殺害。 2010/12/ 小学校6年生時、同級生の給食に薬物を混入。 2014/3/ 少女は父親をバットで殴ってけがをさせていた。 2014/6/10 県佐世保こども・女性・障害者支援センター(児童相談所)に、少女を診ていた精神科医から「人を殺しかね	2014/9/ 知事部局内に2つの検討会、県教委内に調査委員会の計3つの外部組織を設置。 県福祉保健部こども政策局は、県佐世保こども・女性・障害者支援センター(児童相談所)の対応が適切であったか、他に取得する方法がなかったかを検証し、併せて類似の事案への対応としてどのような政策が必要であるかを検証。 2014年10月29日に公表した「佐世保市内女子高校生の逮捕事案に係る調査・検証状況説明(庁内検証報告)」を基に、児童相談所の事件への対応について追加調査・分	児童福祉、臨床心理、精神医学、弁護士ら外部専門家9人を交えた検討会を3回開催。 外部委員は検討会がそれぞれ7人と10人。 調査委員会の調査委員は弁護士や臨床心理が専門の大学教授など14人。 委員長:県教育会の理事長	2015/2/5 県は県佐世保こども・女性・障害者支援センターの対応を検証した報告書を県議会文教厚生委員会に提出。 県は2014年10月にまとめた内部検証で、パワハラの影響を否定したが、「間接的な影響は否定できない」と指摘。「組織マネジメントの問題としてトップの責任は極めて大きい」「組織構造上の問題と捉えるべき」と指摘。 県議会委員会で、再発防止策などが不十分だとして再提出を求めた。 2015/3/10 県が報告書を再提出。 今後の見相のあり方として、夜間帯も正規職

			ない」として、要保護児童対策地域協議会(要対協)が開けないか打診の電話が入っていた。 2014/10/5 加害少女の父親(53)が自殺。	析を行い、外部専門家を交えた検討会を開催し、まとめた。 児童相談所の職員9人が、当時の課長のパワハラを内部告発。 2015/2/ 県人事課が、児童相談所を所轄する福祉保健部の幹部ら10人に告発者の名前と告発文を知らせていたことが判明。		員が常駐する24時間対応の仕組みづくりや、メールによる相談受け付けの検討などを新たに盛り込んだ。外部専門家による職員研修や、パワハラに関する研修の実施にも言及。
97	2014/7/26	殺害事件 S20140726 Y	長崎県佐世保市の自宅マンションで、公立高校に通う少女(高1)が同級生の女子生徒を殺害。 2010/12/ 小学校6年生時、同級生の給食に薬物を混入。 2014/3/ 少女は父親をバットで殴ってけがをさせていた。 2014/6/10 県佐世保こども・女性・障害者支援センター(児童相談所)に、少女を診ていた精神科医から「人を殺しかねない」として、要保護児童対策地域協議会(要対協)が開けないか打診の電話が入っていた。 2014/10/5 加害少女の父親(53)が自殺。	2014/10/29 県教育委員会は、佐世保市の大久保小同級生殺害事件から10年間の県教委の取り組みなどについて検証する。 事件前の学校側の対応を外部有識者と検証する。 学校生活などを中心に事件の背景を調べ、必要に応じて関係者からの聞き取りも実施。 2015/3/ 県は「子ども育成総合検討会議(仮称)」を設置し、2つの報告書を基に総合的な対策を検討する。		2015/3/9 県教育委員会は、事件前の学校側の対応について、「一部の教職員にしか少女の情報が共有されず、学校としての判断や組織的な対応が十分ではなかった」とする最終報告書をまとめた。 報告書は、事件約5カ月前に少女が父親をバットで殴打した事案について、把握した教職員が父親に遠慮して校長にしばらく報告しなかった点を問題視。少女が小学6年の時に給食に異物を混入したが、進学先の中学校に十分に引き継ぎされなかったことなどと共に「特に重視すべき問題」と記した。
98	2014/9/21	自殺 J20140921	宮城県仙台市の市立館中学校の男子生徒(中1)	2014/11/25 男子生徒の自殺を受け市教委は、常設の第三者委に調	6名。氏名公開。 委員長:教育大学教職大学院	2015/6/23 14頁 第三者委が市教委に「学校の対応に問題が

			<p>が自殺を図る。 9/27 死亡。 男子生徒は4～5月頃から学校で仲間外れにされたり、消しゴムのかすをぶつけられたりした。また、定期的なアンケートにも男子生徒は「持ち物にいたずらをされる」とか「みんなで1人をからかっていた」などと回答。5月に不登校気味になり、保護者が「いじめを受けている」と担任教員に相談。 学校は加害生徒3人に指導し謝罪させた。しかし、男子生徒はその後も友人から「ちくった」「変態」などと言われた。保護者からの相談は5月以降計6回あったという。男子生徒は自殺の前日から保護者に「転校したい」と話していた。遺族の要望で、生徒の自殺を伏せていた。 2015/10/5 遺族の了承を得て学校名と自殺日を公表。</p>	<p>査を依頼。 14回の会議。 公表を望まない遺族の意向を踏まえ、初期段階における全校アンケート調査は採用しなかった。 調査委員会は、学校職員、遺族、遺族から名前をあげられた関係生徒11人(保護者同席)への聞き取り等を実施。 出身小学校管理職や小学校6年時の担任、教育委員会にも聞き取りを実施。 学校による基本調査で示されたこと以上に重大な影響を及ぼす事実が得られるとは考えられず、遺族が非公表を望んだことから、全校アンケートや他の特定生徒から聞き取り調査は行わなかった。 2015/10/5 全校アンケートの内容は第三者委員会が検討し、現在の2、3年生を対象に実施予定。 追加調査を市教委が諮問し、答申をもらう。</p>	<p>教授 副委員長:精神科医ろ福祉大学 ホスピタル副院長 福祉大学社会福祉学科教授 弁護士 臨床心理士 被害者支援センター犯罪被害相談員</p>	<p>あった」との検証結果を市教委に提出。 2015/8/18 市教育委員会は再発防止策(2頁)をまとめたうえで、あわせて市長に報告書を提出。 継続性のあるからかい等の行為があり、累積性がみられる。ただし、他の生徒間にも同様のからかい等の行為があり、当該生徒だけを意図的に対象とするといった、過度の集中性は認められない。それらの出来事及び学校の対応と自死については、関連性があると考えられる。 学校側の対応について、事前に対応方針を当該生徒の保護者と協議・説明せず、対応後も注意深く見守らなかった。 学年としての協働に欠けた。 いじめについて指導を受けた友人及び保護者らと情報共有ができていなかった。 当該生徒が感じていた苦痛等の心情を汲み取れていなかった。 管理職等による事案対応のダブルチェックが行われていなかった—などと指摘。 市教委は「いじめと自殺は関連がある」と認定。男子生徒の保護者に謝罪。 2015/8/21 市教委が男子生徒の自殺を公表調査結果 概要3頁 仙台市教育委員会ウェブサイト http://www.city.sendai.jp/kyouiku/k-soudan/pdf/270821.pdf</p>
99	2014/10/23	裏金 G20141023	大阪府東大阪市の学校法人大阪産業大学が設	2014/12/17 第三者委員会を設置。	学校法人から独立した委員のみ5名。氏名公表。	2015/3/17 第三者調査委員会は、5億円以上が裏金に

			<p>置する大阪桐蔭中学校高等学校で、教材費などを保護者から多く集めたり、模擬試験の受験料を上乗せして徴収したりして、その差額を「隠し口座」で管理しているとの内部告発がある。</p>	<p>「企業不祥事における第三者委員会ガイドライン」(日本弁護士連合会)を参考にする。 http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/100715_2.pdf</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一連の簿外資金問題にまつわる不正行為の事実認定を行う。 ・原因の究明及びその分析並びに関係者の責任の有無にかかわる調査を行う。 ・再発防止のための提言を行う。 	<p>委員長:弁護士 委員:弁護士、公認会計士2名、教育関係者1名。</p>	<p>あたると認定。 幹部職員が塾関係者を接待するための費用や、校長が相談役に退いても、給与を同じ額にするための費用などに充てられたと指摘。 一方、運営する学校法人の大阪産業大学については、隠し口座の存在に気づけなかったなどとして、関与は認められないとした。 大阪桐蔭中学校高等学校のウェブサイトで公開。 http://www.osakatoin.ed.jp/?p=2637 http://www.osaka-sandai.ac.jp/upcontent/osuhoujin/20150325-32.pdf</p>
100	2014/11/3	自殺 J20141103	<p>埼玉県さいたま市の中高一貫制の市立浦和高校の男子生徒(高3・18)が鉄道自殺。 2014/12/ 学校が、同級生全員や教職員を対象にアンケートや聞き取り調査を実施した結果、「いじめは確認できなかった」と報告。 男子生徒の両親は、中学1年生頃から容姿についてからかわれ続け、自殺の1週間前には親に学校生活への不満を打ち明けたり、学校や塾を休むようになったと主張。</p>	<p>2015/3/ 市教委は外部の有識者からなる調査専門員に依頼し、いじめの有無や自殺との因果関係について調査を始める方針。</p>		
101	2014/11/4	自殺未遂 M20141104	<p>愛媛県愛南町の町立中学校で、言葉によるいじめを受けていた男子生</p>	<p>2014/12/ 町教委が第三者調査委員会を設置。 いじめの事実と転落との関連を調</p>	<p>5名。氏名公開。 委員長:香川大学教育学部教授</p>	

			徒(中2・13)が校舎の窓から転落し、重傷を負った。 学校は10月に2回、男子生徒の保護者からいじめの相談を受けていた。	べ、学校と町教委の対応の適否や再発防止策を検討し町教委を通じて町長に報告する。	副委員長: 弁護士 委員: ・愛媛大教育学部教授 ・臨床心理士 ・調停委員	
102	2015/2/20	殺害事件 S20140220	神奈川県川崎市の河川敷で、男子生徒(中1・)の遺体が発見される。 少年3人(17-18)が殺人容疑で逮捕される。	2015/3/ 市教委は教育長を委員長とした検証委員会を設置。 川崎市も並行して、市長を議長とし、教育長や市のこども本部長らを委員とする庁内対策会議を立ち上げ、再発防止策を検討する。 市は、意見を聞く有識者に弁護士や大学教授ら6人を選出。	市は、意見を聞く有識者に弁護士や大学教授ら6人を選出。	2015/8/25 報告書案は61頁だが、「プライバシーに配慮する」との理由で27頁分のみ公開。 報告書案では、当該男子生徒が1月以降、学校を欠席し続けたにもかかわらず、交友関係などを十分に把握できなかったことが事件を防げなかった大きな要因と総括。 長期間欠席している児童生徒への対応を担当1人に任せず、複数の教員によるチームで対応することなどを提言。区の教育担当が情報を把握して教育委員会が適切な指導・助言ができる体制を作ることも必要とした。 また、当該男子生徒と検察官送致(逆送)された18歳少年との間にトラブルがあったことを警察が把握しながら、学校に報告していなかった点にも言及。
103	2015/3/20	自殺 J20150320	熊本県熊本市の市立中学の女子生徒(中2・14)が自殺。 1/20 女子生徒は担任教諭に「数人の生徒から嫌なことを言われた」と相談。 3/11 女子生徒と母親は学校に同様の相談。 3/12 校長らの立ち会い	2015/3/30 市教委は、「いじめがあった可能性がある」として、いじめ防止対策推進法に基づく市教委の付属機関「市いじめ防止等対策委員会」の臨時部会を設置することを決定。 同委員会は別の自殺未遂事案を調査中のため、大学教授や弁護士ら新たなメンバー4人を集めて臨時部会を設置する。	大学教授ら4人。 氏名公開。 短大学部教授が部会長	

			で、女子生徒とその保護者が複数の生徒と対面したが、指導にならず保護者は不信感を募らせていた。この日から女子生徒は学校を休んでいた。			
104	2014/- 2015/4/	いじめ 不登校 F20150400	島根県松江市の市立小学校で、2014 度の2、3 学期、当時3年生だった児童約20人が、校内で複数の児童から殴る蹴るの暴力を受けたり、鉛筆や筆箱を投げられたりした。内1人が長期欠席。	2015/4/22 保護者が市教委に調査を求める要望書を提出。有識者をメンバーに、昨年発足した市いじめ問題対応専門家会議が調査。		2015/8/ 報告書では、いじめと認定した上で、学校側にいじめという認識がなく、対応できていなかったなどと指摘。 2015/8/3 教育委員会会議で、報告書をもとに5人の委員が議論。全員がいじめと認めた。今後の取り組みとして、教育長は市内の小中学校で、スクールカウンセラーを充実させ、教員の研修などを進めるとした。
105	2015/5/22	柔道事故 B20150522	福岡県福岡市の市立中学校の女子生徒(中1・13)が、柔道部の練習中に女子生徒(中2・14)に大外刈りをかけられて転倒。後頭部や首を打ち意識不明で救急搬送され、27 日午前に死亡。練習には顧問で有段者の女性教諭と男性 2 人のボランティア指導者が立ち会い、事前に確認して技をかける「約束稽古」をしていた。亡くなった生徒は 4 月に入部するまで柔道経験はなく、大外刈りを受ける練習を	第三者を交えた事故調査委員会を設置して指導の状況などを調べ、再発防止策を検討する。	教育委員会では、医師や弁護士、それに有識者からなる第三者委員会を設け、事故の原因や安全管理が十分だったかどうか調べる。	

			大型連休明けから始めたという。			
106	2015/7/5	自殺 J20150705	岩手県矢巾町の町立矢巾北中学校の男子生徒(中2・13)が自殺。「生活ノート」で担任にいじめを相談し、「死にたい」などと書いていた。2015/7/26 中学校は、生徒や教職員に聞き取り調査をした結果、「いじめが自殺の一因と考えられる」とした報告書をまとめ、父親に渡した。矢巾町でこれまで0としていたいじめ認知件数を調査をやり直した結果、2014年度30件のいじめがあったと確認。	2015/8/ 第三者委員会を設置して検証。 当該男子生徒へのいじめの件数、いじめと自殺との関連性、学校側の対応—を中心に調査、検証作業を進める。 学校の調査報告書を参考に、新たに全校生徒と教員へのアンケートや聞き取りを実施する。	人選の半分以上に遺族の意向を反映させる。 委員長:弁護士 ・弁護士 ・精神科医で宮城県子ども総合センターの技術次長 ・岩手医大の助教 ・宮城大看護学部の准教授 ・岩手大教育学部の准教授の6人。	
107	2015/8/14	熱中症死 B20150814	神奈川県横浜市の私立桐蔭学園高校の柔道部の男子生徒(高1・16)が、部活動中に倒れた。8/16 熱中症による多臓器不全で死亡。 この日、午前是他校の生徒らと合同練習。学校近くの寮に戻って昼食をとり、午後3時頃から約2キロ離れた川の土手で坂道を駆け上がる練習をしていた。3本ほど走ったところ、引率の男性	外部の有識者を交えた調査委員会を設置して、再発防止策を検討する。		

			監督と男性コーチが男子生徒の異変に気づき、1人で寮に帰るように指示。心配になったコーチが追いかけたところ、数十メートル離れたところで男子生徒が倒れていた。			
108	2015/9/18	自殺 J20150918	<p>福島県の県立会津高校の女子生徒(高2)が、校舎内で自殺。</p> <p>学校は、女子生徒が所属する文化系クラブの約60人に記名式アンケートを実施。部活内での人間関係のトラブルを指摘する回答が7人からあった。</p> <p>今年4月、担任との面談で、女子生徒が部活動で人間関係の悩みがあることを把握。顧問が4月から5月にかけて、数人の生徒に注意。女子生徒は6月上旬から休部し8月に復帰したが、9月は部活動に参加していなかった。</p>	<p>2015/9/30 県教委は、いじめの有無を調査する第三者委員会「いじめ問題対策委員会」を設置。</p> <p>月2回会合予定。</p>	<p>委員会は5人。氏名公開。</p> <p>大学人間発達文化学類教授(生活指導)</p> <p>臨床心理士</p> <p>弁護士</p> <p>社会福祉士</p> <p>児童相談所の心理判定員</p>	
108	103件 (5件重複)			学校や教育委員会主体の調査委員会に、外部の専門家の協力を得たもの8件を含む。		

※1) 2007/1/19 文部科学省発表の「児童生徒の自殺に『いじめ』の関わりが指摘されている事例の調査結果について」とは、
2006 年いじめ自殺多発を受けて、7 年間のいじめ自殺ゼロという文科省の数字に批判が集まり、文科省が再調査を指示したもの
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/040/shiryo/07052301/003.pdf

※2) いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号) http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm
(平成 25 年 9 月 28 日施行)

文部科学省いじめの防止等のための基本的な方針 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1340770.htm
(平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定)

子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(平成 26 年 7 月 改訂版)[概要]

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afiedfile/2014/09/10/1351863_01.pdf

子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(平成 26 年 7 月改訂版)

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afiedfile/2014/09/10/1351863_02.pdf

※事案の内容の一部は、武田作成「日本の子どもたち」 <http://www.jca.apc.org/praca/takeda/> で、見ることができます。

※コード □□□□□□□□□□(10 桁)

1 桁目 アルファベット	事 案	S 殺害事件、J 自殺、M 自殺未遂、B 部活中事故 H 保育中事故、D 大学事件事故、 F 不登校、G 学校経営上の事故事件、E その他の事故
2-5 桁目	西 暦	1998 年⇒1998 2015 年⇒2015
6-9 桁目	月 日	8 月 9 日⇒0809 不明(非公表)のものは 00 で表記
10 桁目 アルファベット	同一事案複数設置	x 1 回目の設置 、Y 2 回目の設置 、Z 3 回目の設置